

# 地 震 編



## 第1章 地震編の概要

本編の各節において、風水害・その他災害編の計画と内容が同じ計画については、風水害・その他災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく地震防災対策推進計画については、本編第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画」をもって充てる。

### 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第1 防災関係機関の役割

##### 1 甲斐市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

##### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

##### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

##### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

##### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

##### 1 甲斐市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画を策定するなど、平常時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

##### (1) 地震災害予防対策

ア 地震防災に関する組織の整備に関すること。

イ 地震防災知識の普及及び教育に関すること。

ウ 大規模な地震防災訓練の実施に関すること。

エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。

- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成にすること。
  - キ 建築物等耐震対策の強化促進にすること。
  - ク 危険物等災害予防対策の推進にすること。
  - ケ 地震防災応急計画の作成指導にすること。
  - コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進にすること。
  - サ 大震火災対策の推進にすること。
  - シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善にすること。
- (2) 地震防災応急対策
- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営にすること。
  - イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施にすること。
  - ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握にすること。
  - エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配にすること。
  - オ 避難の指示にすること。
  - カ 被災者の救助その他の保護にすること。
  - キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請にすること。
  - ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置にすること。
  - ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置にすること。
  - コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置にすること。
  - サ 緊急輸送の確保にすること。
  - シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施にすること。
  - ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧にすること。
  - セ 広域一時滞在に関する協定の締結にすること。
  - ソ 他機関への応援要請にすること。
  - タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置にすること。
- (3) 災害復旧対策
- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進にすること。
  - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進にすること。

## 2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から体制を整備する。

- (1) 地震災害予防対策
- ア 地震防災に関する組織の整備にすること。
  - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整にすること。
  - ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援にすること。
  - エ 大規模な地震防災訓練の実施にすること。
  - オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検にすること。
  - カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検にすること。

- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成にすること。
  - ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進に関すること。
  - ケ 危険物等災害予防対策の推進に関すること。
  - コ 地震防災応急計画の作成指導に関すること。
  - サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進に関すること。
  - シ 大震火災対策の推進に関すること。
  - ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善に関すること。
- (2) 地震防災応急対策
- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営に関すること。
  - イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施に関すること。
  - ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握に関すること。
  - エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配に関すること。
  - オ 避難の指示に関すること。
  - カ 被災者の救助その他の保護に関すること。
  - キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出に関すること。
  - ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置に関すること。
  - ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
  - コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置に関すること。
  - サ 緊急輸送の確保に関すること。
  - シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施に関すること。
  - ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧に関すること。
  - セ 広域一時滞在に関する協定の締結に関すること。
  - ソ 他機関への応援要請に関すること。
  - タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置に関すること。
- (3) 災害復旧対策
- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進に関すること。
  - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進に関すること。
- 3 指定地方行政機関
- (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示に関すること。
  - イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置に関すること。
    - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
    - (イ) 手形交換の特例措置
    - (ウ) 休日営業の特例措置
    - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
    - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
    - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
  - ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。

- (2) 関東農政局（山梨県拠点）
  - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
  - イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
  - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
  - エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
  - オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
  - カ 応急食料の調達・供給対策に関すること。
- (3) 関東森林管理局東京分局山梨森林管理事務所
  - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成に関すること。
  - イ 民有林直轄治山事業の実施に関すること。
  - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
  - ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立に関すること。
  - イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立に関すること。
- (5) 東京管区気象台（甲府地方気象台）
  - ア 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に関すること。
  - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
  - ウ 地震情報の発表と伝達に関すること。
  - エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報、地震防災知識の普及に関すること。
  - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置に関すること。
- (6) 関東総合通信局
  - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
  - イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に関すること。
  - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
  - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
  - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
- (7) 山梨労働局
  - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導に関すること。
  - イ 事業場内労働者の二次災害の防止に関すること。
- (8) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所  
風水害・その他災害編の記載事項のほか、震災対策について下記の事項を行う。
  - ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
  - イ 通信施設等の整備に関すること。
  - ウ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
  - エ 官庁施設の災害予防措置に関すること。
  - オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。

- カ 水防活動、土砂災害防止活動に関すること。
  - キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
  - ク 災害時における復旧資材の確保に関すること。
  - ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
  - コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。
  - サ 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に関すること。
    - (ア) 地震防災応急対策に係る措置に関すること。
    - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関すること。
    - (ウ) 中央防災会議主事会議の申合せに関すること。
    - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練に関すること。
    - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報に関すること。
  - シ 南海トラフ地震防災対策推進計画に関すること。
    - (ア) 初動体制の立ち上げに関すること。
    - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）に関すること。
    - (ウ) 被災状況等の把握に関すること。
    - (エ) 被災者の救命・救助に関すること。
    - (オ) 被害の拡大防止・軽減に関すること。
    - (カ) 被災した地方公共団体への支援に関すること。
    - (キ) 被災者・避難者の生活支援に関すること。
    - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興に関すること。
    - (ケ) 強い揺れへの備えに関すること。
    - (コ) 巨大な津波への備えに関すること。
  - ス 首都直下地震対策計画に関すること。
    - (ア) 首都中枢機能の継続に関すること。
    - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）に関すること。
    - (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保に関すること。
    - (エ) 被災状況等の把握に関すること。
    - (オ) 被災者の救命・救助に関すること。
    - (カ) 被害の拡大防止・軽減に関すること。
    - (キ) 被災した地方公共団体への支援に関すること。
    - (ク) 被災者・避難者の生活支援に関すること。
    - (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興に関すること。
    - (コ) 強い揺れへの備えに関すること。
    - (サ) 巨大な津波への備えに関すること。
  - セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施に関すること。
- 4 自衛隊（第1特科隊）
- (1) 平素における準備
    - ア 防災関係資料の整備に関すること。
    - イ 関係機関との連絡・調整に関すること。
    - ウ 災害派遣計画の作成に関すること。
    - エ 防災に関する教育訓練に関すること。

オ その他

(ア) 防災関係資機材の点検・整備

(イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

ア 地震災害警戒本部会議への参加に関する事。

イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達に関する事。

ウ 災害派遣初動の準備に関する事。

エ 災害等情報の収集に関する事。

オ 通信の確保に関する事。

カ 要請等の確認及び派遣要領の決定に関する事。

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣に関する事。

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（甲府統括センター）

ア 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達に関する事。

イ 列車運転規制措置に関する事。

ウ 旅客の避難、救護体制の確立に関する事。

エ 列車の運行状況等の広報に関する事。

オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制に関する事。

カ 災害発生のおそれがある河川の水位観測に関する事。

キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保に関する事。

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ山梨支店

ア 主要通信の確保に関する事。

イ 通信疎通状況等の広報に関する事。

ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配に関する事。

エ 気象警報等の市町村長への伝達に関する事。

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施に関する事。

イ 応援救護班の体制確立とその準備に関する事。

ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。

エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整に関する事。

オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整に関する事。

カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄に関する事。

キ 義援金の募集及び配分に関する事。

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）に関する事。

イ 非常組織の整備に関する事。

ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動に関する事。

エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道に関する事。

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 東海地震等に関する情報の伝達に関すること。
  - イ 利用者への広報に関すること。
  - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備に関すること。
  - エ 緊急輸送を確保するための措置に関すること。
  - (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
    - ア 安全輸送の確保に関すること。
    - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保に関すること。
    - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に対処しうる体制の確立に関すること。
  - (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
    - ア 電力供給施設の災害予防措置に関すること。
    - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配に関すること。
    - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保に関すること。
  - (8) 日本郵便株式会社（竜王郵便局、双葉郵便局等）
    - ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供に関すること。
    - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置に関すること。
    - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
    - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
    - オ 郵便局窓口業務の維持に関すること。
    - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）に関すること。
    - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用に関すること。
    - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
    - ア 地域住民に対する各種情報等の報道に関すること。
    - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立に関すること。
    - ウ 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）に関すること。
    - エ 非常組織の整備に関すること。
    - オ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動に関すること。
    - カ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道に関すること。
  - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会、赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）
    - ア 安全輸送の確保に関すること。
    - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配に関すること。
    - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備に関すること。
  - (3) ガス供給機関（社団法人山梨県LPガス協会、東京ガス山梨株式会社）
    - ア ガス供給施設の保安整備に関すること。
    - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配に関すること。

- ウ 被災地に対するガス供給体制の確立に関すること。
- (4) 医師会（中巨摩医師会、北巨摩医師会）
  - ア 被災者に対する救護活動の実施に関すること。
  - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達に関すること。
- 7 甲斐警察署
  - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置に関すること。
  - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導に関すること。
  - ウ 被災者の救出、救護に関すること。
  - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査に関すること。
  - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行に関すること。
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
  - (1) 農業協同組合、森林組合等農業関係団体
    - ア 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
    - イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立に関すること。
    - ウ 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立に関すること。
    - エ 農作物の供給調整体制の確立に関すること。
  - (2) 商工会等商工業関係団体
    - ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立に関すること。
    - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立に関すること。
    - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立に関すること。
  - (3) 病院等医療施設の管理者
    - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検に関すること。
    - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備に関すること。
    - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達に関すること。
  - (4) 社会福祉施設の管理者
    - ア 入所者に対する地震予知に関する情報等の伝達に関すること。
    - イ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保に関すること。
    - ウ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
    - エ 火気使用の中止に関すること。
    - オ 応急医薬品の整備に関すること。
  - (5) 学校施設の管理者
    - ア 児童・生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達に関すること。
    - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励に関すること。
    - ウ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。
    - エ 応急医薬品の整備に関すること。
    - オ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保に関すること。
    - カ 火気使用及び実験学習の中止に関すること。
  - (6) 甲斐市社会福祉協議会
    - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。
    - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。
  - (7) 山梨県ボランティア協会

- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。
- イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。
- (8) 公共施設等の施設管理者
  - ア 避難訓練の実施に関すること。
  - イ 災害時における応急対策に関すること。
- (9) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
  - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
  - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
  - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- (10) （公財）山梨県下水道公社
  - ア 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定
  - イ 緊急対应用資機材の整備、配置計画
  - ウ 関係機関との連絡調整

資料編 ○防災関係機関連絡先一覧
------------------

## 第2節 甲斐市の特質と過去の地震災害

風水害・その他災害編第1章第2節「甲斐市の概況」を準用する。

## 第3節 想定地震

県は、山梨県への大規模な被害を及ぼす可能性のある地震を想定し、その被害を予測することにより、地震防災対策の基礎資料を得るため、地震被害想定調査を行った。本市は、この想定調査を参考にして、本編の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

本市に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定される。

- 1 南海トラフの巨大地震（東側ケース）
- 2 首都直下地震（M7クラス立川市直下）
- 3 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震
  - ・糸魚川－静岡構造線断層帯
  - ・曾根丘陵断層帯

### 第1 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフの巨大地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100年～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震であり、この南海トラフを震源とする科学的に想定される最大クラスの巨大地震のことを指す。

この地震は、東側ケースと西側ケースに区分され、山梨県に近い東側ケースを対象とする。

今後30年以内のM8以上の地震発生確率は80%程度である。

### 第2 首都直下地震M7（立川市直下）

関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する断層帯を震源とする地震のことであり、今後30年以内のM7程度の地震発生確率は70%程度である。

### 第3 活断層による地震

#### 1 糸魚川－静岡構造線断層帯

地震本部の「主要断層帯」の一つ。山梨県への影響が大きい2つの区間を対象とした。

##### （1）断層帯中南部（M7.4（Mw6.8））

長野県北部から諏訪湖付近を経由して山梨県南部にかけて延びる糸魚川－静岡構造線断層帯のうち、長野県岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約33kmの区間で、今後30年以内の地震発生確率は0.9～8%である。

##### （2）断層帯南部（M7.6（Mw7.0））

山梨県北杜市から早川町に至る長さ約48kmの区間で、前回の想定では「釜無川断層地震」として想定した。今後30年以内の地震発生確率はほぼ0～0.1%である。

#### 2 曾根丘陵断層帯（M7.3（Mw6.8））

甲府盆地の南縁に位置する「主要活断層帯」の一つであり、今後30年以内の地震発生率は1%である。

### 第4 想定地震の位置

想定地震の位置は、別図（244ページ）のとおりである。

## 第4節 被害想定

内閣府は平成24年（2012年）に今後30年以内の発生率が70%～80%とされる南海トラフの巨大地震の被害想定を示し、加えて未曾有の被害をもたらした東日本大震災（平成23年（2011年））のほか熊本地震（平成28年（2016年））など全国で発生した大規模な地震により、地震被害に関する様々な知見が得られている。

こうした中、山梨県では、平成8年（1996年）の被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、新たな被害想定調査を実施し、令和5年（2023年）に「山梨県地震被害想定調査結果」を発表した。

### 第1 南海トラフの巨大地震（東側ケース）被害想定概要

県が公表した「山梨県地震被害想定調査結果」によると、震源域から離れた山間部を除き、県全体で概ね震度5強以上の揺れが想定される。震源に近い県中西部や甲府盆地等の特に揺れやすい地盤の一部地域においては、最大震度7の揺れが想定される。県全体では、人的被害が最も大きい場合、死者は2,976人に上り、負傷者も16,231人と想定されている。また、強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊も合わせて117,968棟になるとしている。

一方、甲斐市の場合には、人的被害が最も大きい時間帯が冬5時で死者の数は60人、負傷者については551人と想定されている。

また、強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊は3,565棟を超すとしている。さらに地震発生1日後に避難生活を強いられる人は2,813人と想定されており、避難所不足への対応が必要になってくる。

市は、この被害想定を踏まえて、パンフレット、ホームページ等を活用して①防災対策の具体化、②市民に対する防災意識の高揚、減災への取り組みの啓発等を図る。

#### 1 調査の前提条件

被害想定的前提条件は、次のとおり。

想定地震	南海トラフの巨大地震（東側ケース）（マグニチュード9.0）
想定季節	①冬の朝5時 ②夏の12時 ③冬の18時

#### 2 被害想定調査の主な内容

被害調査の主な内容は、次のとおり。

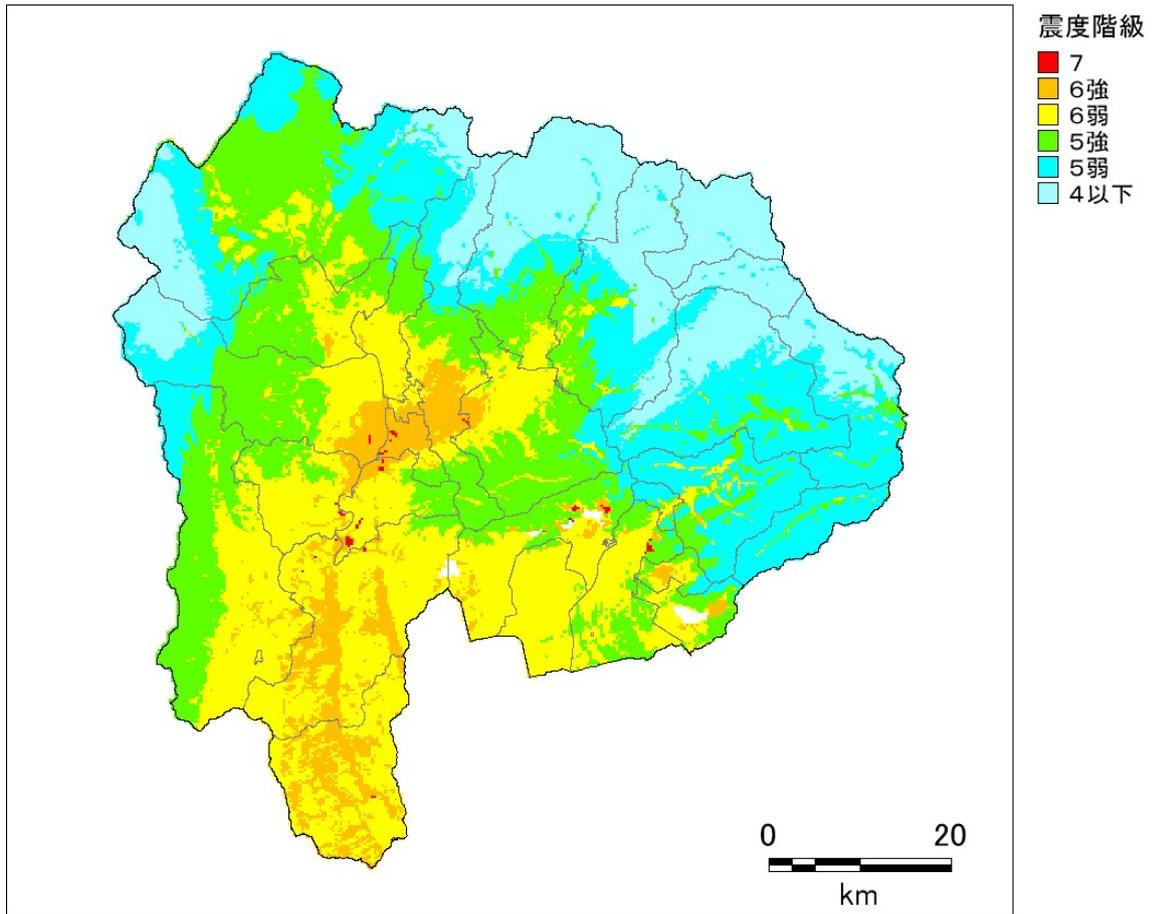
- (1) 地震動・液状化被害
- (2) 崖崩れ等被害
- (3) 建物被害
- (4) 人的被害
- (5) ライフライン被害
- (6) 生活支障

### 第2 被害想定結果

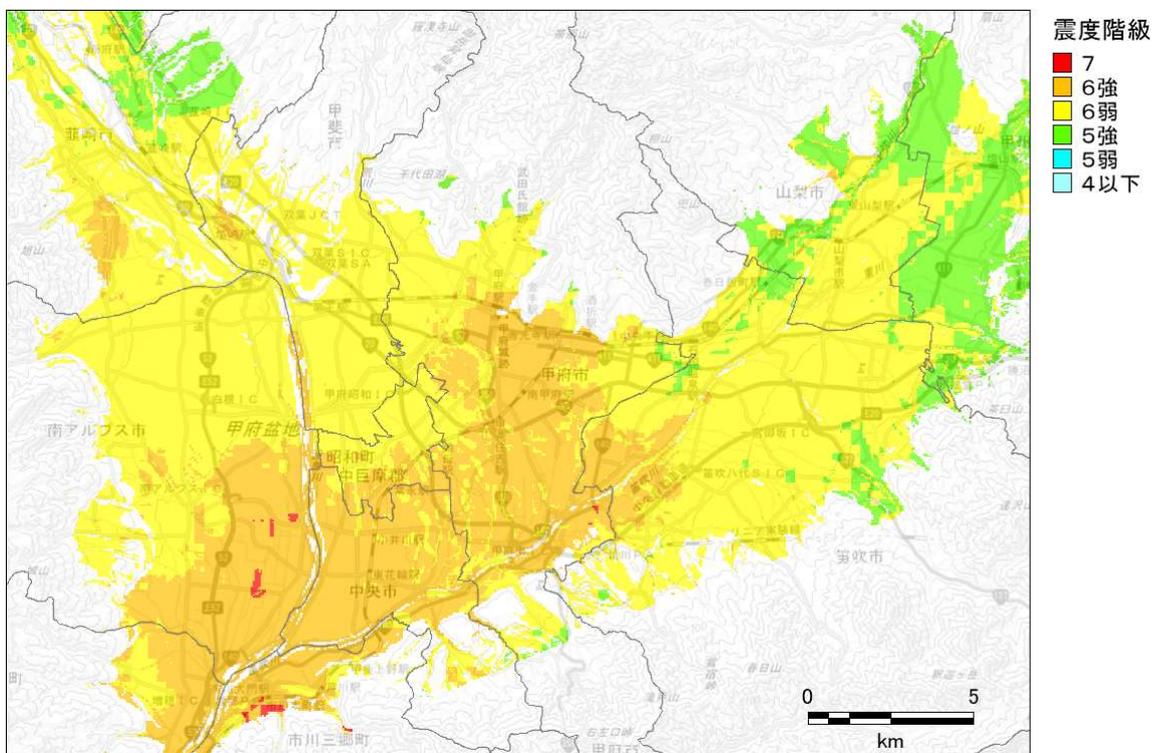
#### 1 地震動・液状化被害

市の一部西部で震度6強、中央部及び南部地域で震度6弱、中央東部で震度5強となっている。液状化については、市南部を中心に液状化がみられるが、「低い」「極めて低い」と想定されている。

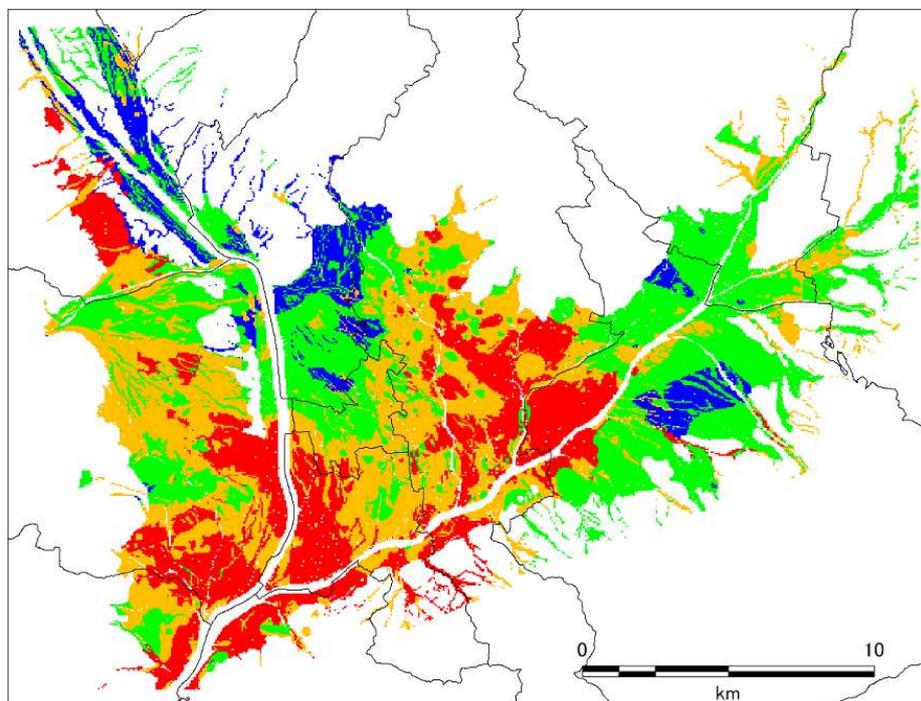
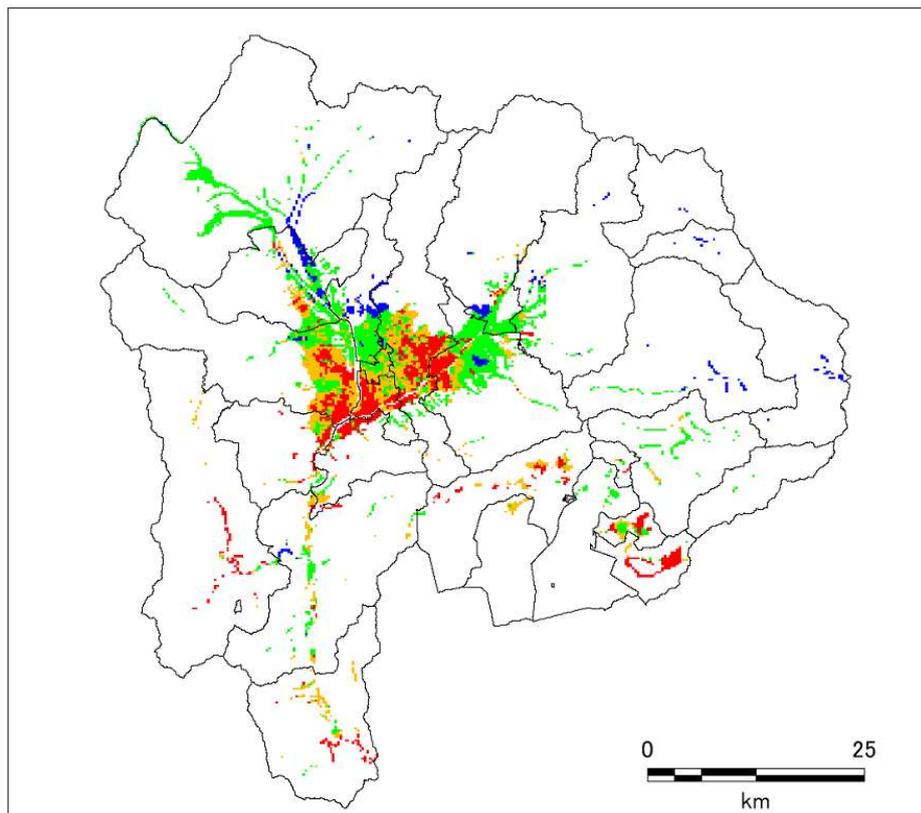
震度 (山梨県全域)



震度 (甲府盆地周辺)



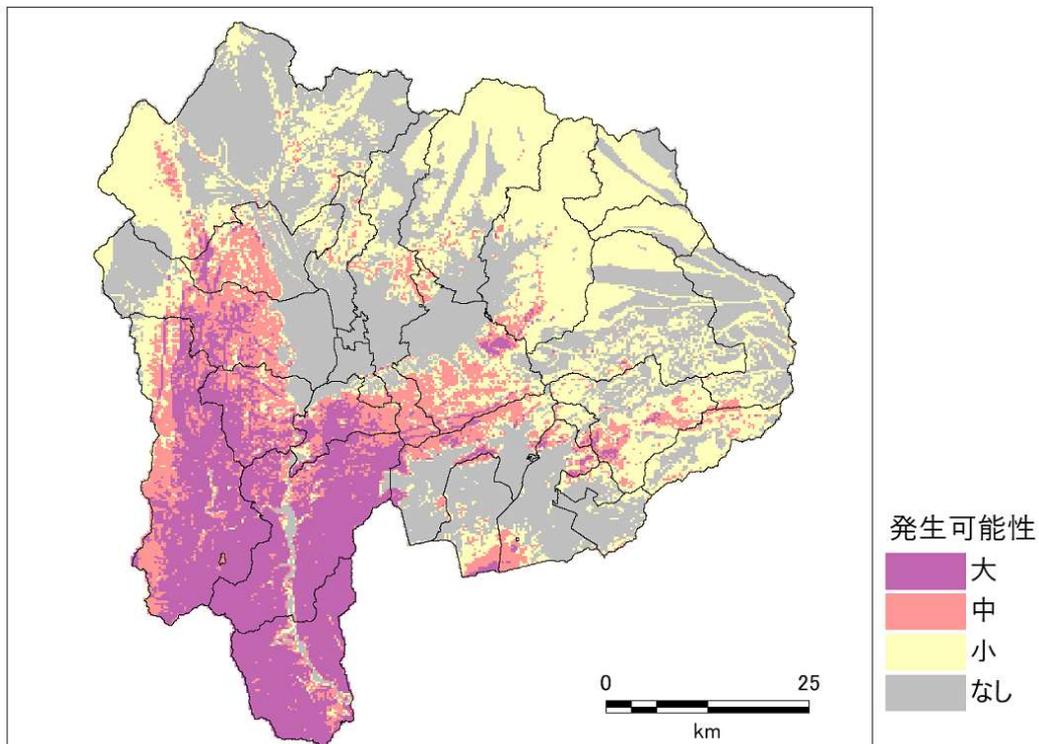
液状化危険度



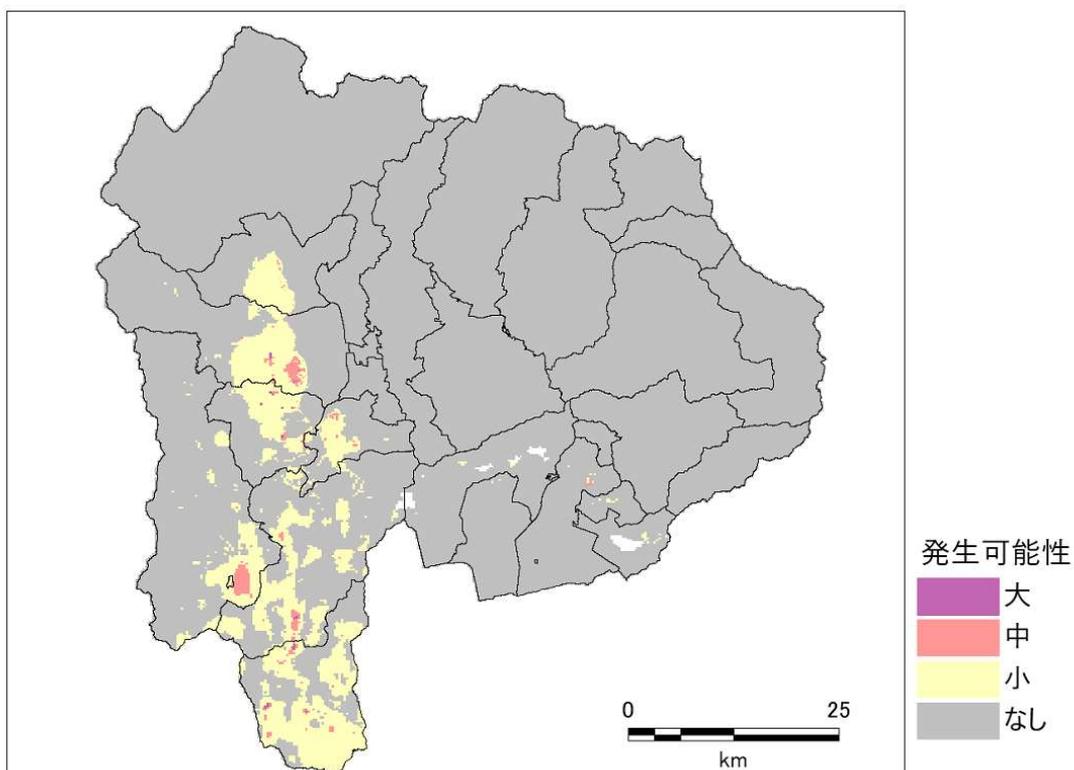
## 2 崖崩れ等被害

本市には、北部から中部にかけて斜面崩壊発生の可能性が、「中」と「小」が点在してる。地すべりの推計については、「なし」となっている。

### (1) 斜面崩壊の推計



### (2) 地すべりの推計



### 3 建物被害

建物被害の要因については、大半が揺れによる被害であるが、冬18時風速8 m/sの場合は火災による全壊数が全要因の1割程度を占めている。液状化や急傾斜地崩落による被害は相対的に小さい。

県全体における建物棟数は約58万棟であり、甲斐市の場合は甲府市、北杜市、南アルプス市、笛吹市に次いで多く38,177棟となっている。

#### (1) 構造別年代別建物一覧

木造						
～1950年	1951～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001年～	不明
488棟	2,203棟	5,701棟	6,336棟	5,570棟	6,905棟	2,265棟

非木造			
～1981年	1982年～	不明	木造・非木造合計
1,993棟	6,514棟	202棟	38,177棟

#### (2) 建物被害予測結果

市の建物被害を見ると、揺れによる全壊が1,063棟、半壊が2,353棟で、液状化による全壊が12棟、半壊が128棟となっている。

液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩落による建物被害		火災による消失棟数	合計	
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
12棟	128棟	1,063棟	2,353棟	3棟	7棟	-	1,078棟	2,487棟

しかし、県内における揺れによる全壊棟数が52,542棟と想定されているところ、建物耐震化率（R2末の山梨県の住宅の耐震化率：87.3%（住宅戸数）、R7目標値は95%（住宅戸数））を95%・100%（いずれも建物棟数での割合）にした場合、揺れによる全壊棟数は、11,506棟（耐震化率95%）、8,061棟（耐震化率100%）に減少すると想定している。

したがって、建物の耐震補強等は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化対策を実施することで大きく被害を軽減できることを示唆している。

### 4 人的被害

人的被害（死者数）の要因については、県内全体でみると、大半が揺れによる被害であるが、火災による被害もやや多く発生している。急傾斜地崩落による被害は相対的に小さい。市の人的被害は、季節・時間帯別にみると、最も被害が大きいのは、冬5時である。死者は60人、負傷者は551人となっている。

	被害人口（人）冬5時			被害人口（人）夏12時			被害人口（人）冬18時		
	死者	負傷者	うち重傷者	死者	負傷者	うち重傷者	死者	負傷者	うち重傷者
揺れ	60	551	97	51	448	80	53	459	81
火災	0	0	0	0	0	0	0	1	0
急傾斜地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブロック塀・自動販売機の転倒	0	0	0	0	1	0	0	3	1
屋外転倒物・落下物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	60	551	97	51	449	80	53	463	82

一方、建物耐震化、家具固定、ブロック塀の改修等の対策をすることで、被害を軽減することができることが想定される。

5 ライフライン被害

(1) 上水道

上水道の機能支障等による断水人口は、地震発生直後では、最大で34,794人が断水被害を受けると想定される。

また、発災1日後では32,769人、1週間後で21,251人、1か月後では2,901人と想定される。広域的な地震災害の場合には、阪神・淡路大震災等のような過去の被害事例からの推定よりも円滑に進まない可能性があることから、より長期化するおそれもあるとしている。

断水人口（人）冬5時				断水人口（人）夏12時			
直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後
34,794	32,769	21,251	2,901	28,015	26,385	17,111	2,336

断水人口（人）冬18時			
直後	1日後	1週間後	1か月後
31,998	30,137	19,544	2,668

(2) 下水道

下水道の機能支障等による影響人口でみると、地震発生直後では、最大1,584人が被害を受けると想定される。

また、発災1日後では1,235人、発災後1週間で406人、1か月では、53人と想定される。

機能支障人口（人）冬5時				機能支障人口（人）夏12時			
直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後
1,584	1,235	406	53	1,275	994	327	43

機能支障人口（人）冬18時			
直後	1日後	1週間後	1か月後
1,457	1,135	374	49

(3) LPガス

LPガスの漏洩による被害は、県内920件のうち、市では54件の被害が想定される。

(4) 電力

電力の機能障害等による停電人口は、地震発生直後では最大で60,811人、1日後で19,051人、1週間後で183人と想定される。

停電人口（人）冬5時				停電人口（人）夏12時			
直後	1日後	1週間後	1か月後	直後	1日後	1週間後	1か月後
60,811	19,051	183	-	48,964	15,339	148	-

停電人口（人）冬18時			
直 後	1 日後	1 週間後	1か月後
55,925	17,520	169	-

## (5) 通信（固定電話・携帯電話）

固定電話は、主として停電被害による不通回線数を被害想定とした場合、地震発生直後では最大で46,957回線、1日後で14,711回線、1週間後で142回線と想定される。

通信支障回線数（回線）冬5時				通信支障回線数（回線）夏12時			
直 後	1 日後	1 週間後	1か月後	直 後	1 日後	1 週間後	1か月後
46,957	14,711	142	0	46,957	14,711	142	0

通信支障回線数（回線）冬18時			
直 後	1 日後	1 週間後	1か月後
46,957	14,711	142	0

一方、携帯電話については、停電率及び回線不通率による不通ランク予測結果が示された。

携帯電話の不通ランク			
直 後	1 日後	1 週間後	1か月後
A	D	E	E

## &lt;携帯電話の不通ランク説明&gt;

ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上
ランクD	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上
ランクE	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%未満

## 6 生活支障の想定

## (1) 避難者

地震発生から、1日後、1週間後、1か月後の各時点で避難所避難者数及び避難所外避難者数が示された。避難者数は、冬5時が最大で、地震発生1日後で2,813人、1週間後で7,422人、1か月後で2,892人避難者数が推移する予測である。

避難者（人）冬5時			避難者（人）夏12時		
1 日後	1 週間後	1 か月後	1 日後	1 週間後	1 か月後
2,813	7,422	2,892	2,265	5,976	2,328

避難者数（人）冬18時		
1 日後	1 週間後	1 か月後
2,605	6,840	2,661

## (2) 備蓄物資需要量予測

避難者が最大となる季節・時間帯における、地震発生直後から1日後、1週間後、1か月後の各時点での備蓄物資の需要量が示された。

備蓄物資需要量予測

品目	1日後	1週間後	1か月後
飲料水 (リットル)	90,000	59,000	8,000
食料 (食)	7,800	21,000	8,000
育児用粉ミルク (グラム)	3,000	8,000	3,100
毛布 (枚)	3,100	6,800	1,600
携帯トイレ・簡易トイレ (回)	5,600	9,500	510
乳児・小児用おむつ (枚)	530	1,400	540
大人用おむつ (枚)	100	270	110
生理用品 (枚)	600	1,600	620

## (参考) 備蓄物資需要量算出式

備蓄物資に関する需要量を算出し、既存避難所等の備蓄量との比較を行い、過不足量を算出した。想定する期間としては、避難所避難者がピークとなる発災後1週間までとし、対象となる物資は8品目として想定している。

なお、備蓄物資需要量は今回想定した避難者数から算出した想定であり、必ずしも想定通りの被害が発生するとは限らない。

項目	前提とする被害量	算出式
①飲料水	断水人口	断水人口×1日1人3リットル
②食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数) ×1日1人3食
③育児用 粉ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数) ×0歳人口比率×1人1日当たり必要量140g
④毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1人当たり必要枚数2枚
⑤携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数) ×断水率×1人当たり使用回数5回/日※1
⑥おむつ (乳児・小児用)	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数) ×0～2歳人口比率×1人1日当たり必要量8枚
⑦おむつ(大人用)	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数) ×必要者割合0.005※2×1人1日当たり 必要量8枚
⑧生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数+避難所外避難者数) ×12～51歳 女性人口比率×1人1期間(7日間)当たり必 要量30枚×1/7×1/4

※1：仮設トイレの処理能力は、1台1日あたり携帯トイレ・簡易トイレ250個分(50人×5回=250)とみなした(避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、内閣府、平成28年4月より)。

※2：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの(中央防災会議幹事会(2016))

## (3) 医療機能支障

県内の医療機能支障予測については、死者数が最大となる冬5時のケースを対象としている。

転院患者数	医療対応力不足数（入院）	医療対応力不足数（外来）
490人	3,700人	20,000人

## (4) 応急住宅需要量

建物被害が最大となる冬18時のケースを対象としている。

応急住宅必要戸数（戸）	供給可能戸数（戸）	応急住宅不足戸数（戸）
340	2,400	-

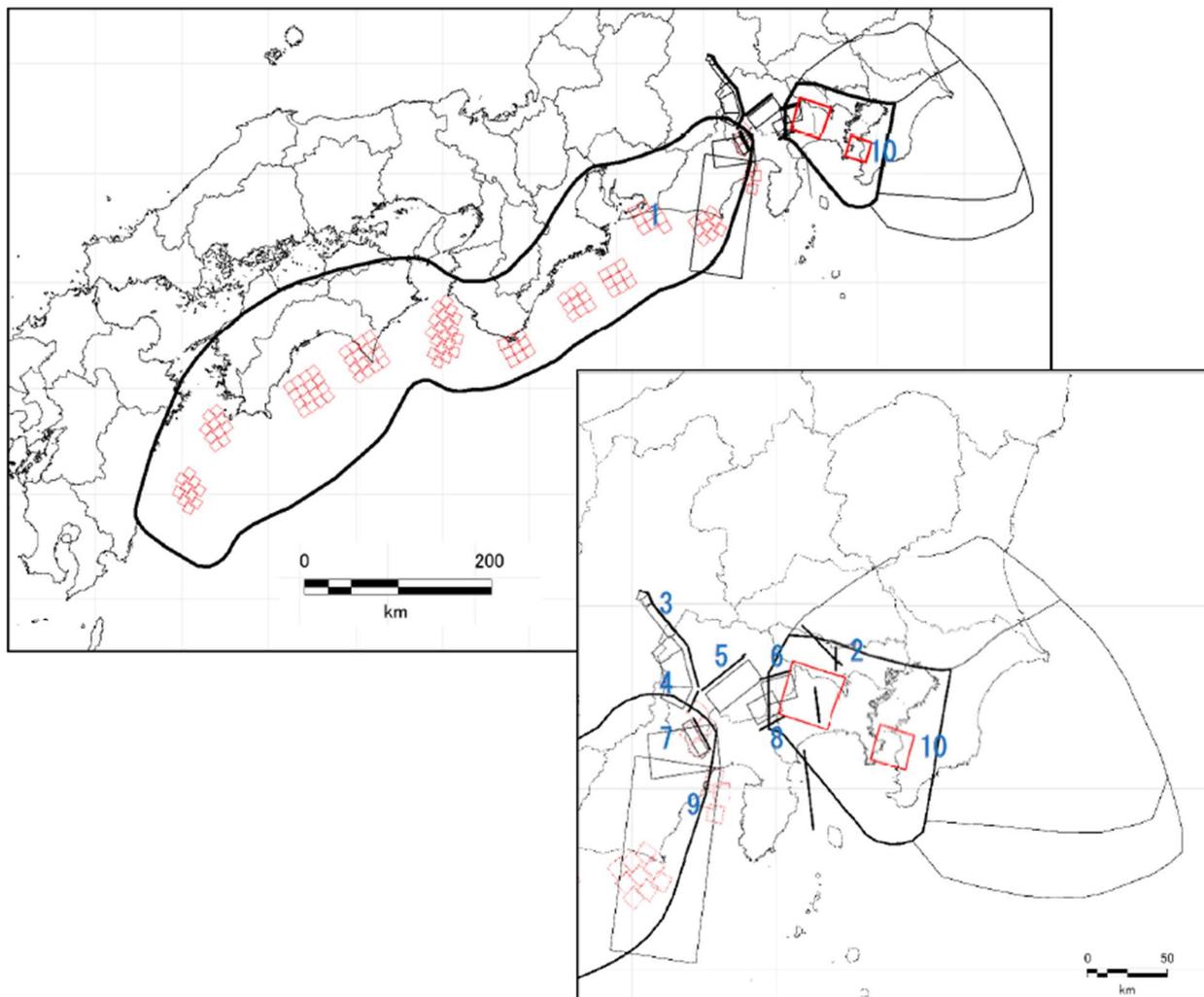
## 第3 想定結果に基づく本市の地震対策

想定地震の中で、南海トラフの巨大地震は、30年以内の地震発生確率も高い。また、比較的震源に近い県中西部の揺れが大きく、最大震度7の強い揺れが想定されており、本市においても震度6強の強い揺れが想定されている。被害をもたらす要因としては、液状化現象よりも、振動によるものとされ、また人的被害も火災や崖崩れではなく、建物の倒壊によって発生するとされている。

このため、公共施設の耐震化を推進するだけでなく、市民に対して民間木造住宅等の耐震化や家具の固定等の日頃からの地震への備えについて広報するなど、市域全体の防災・減災対策を推進するとともに、被害想定の結果を今後の地震防災対策を実施するうえでの目安にする。

別図

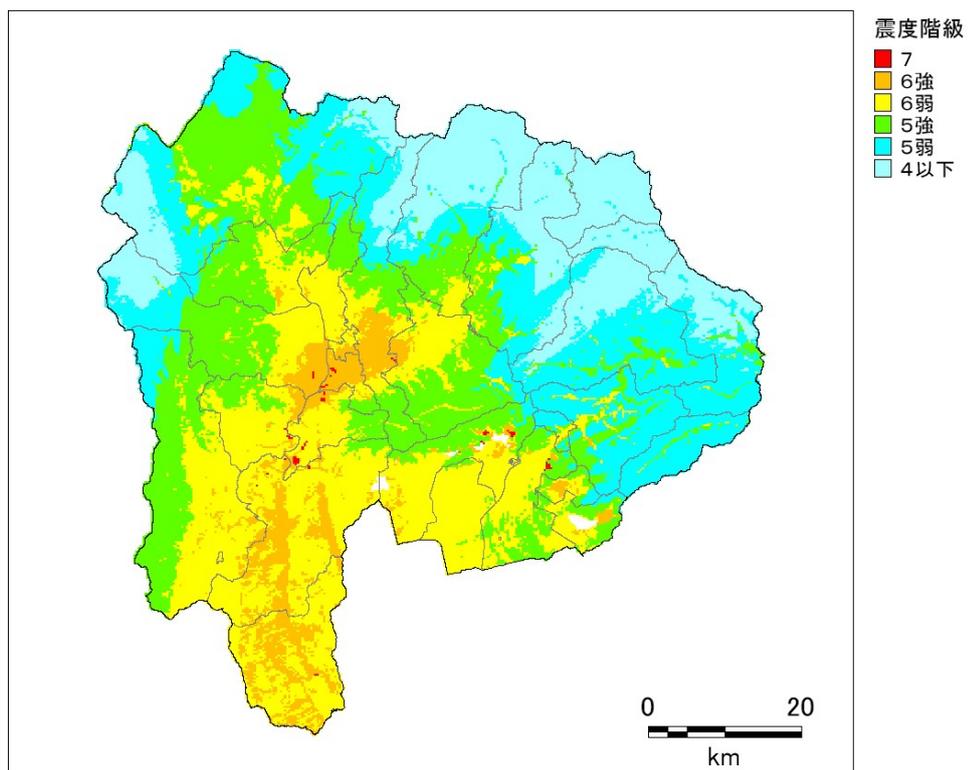
想定地震の一覧



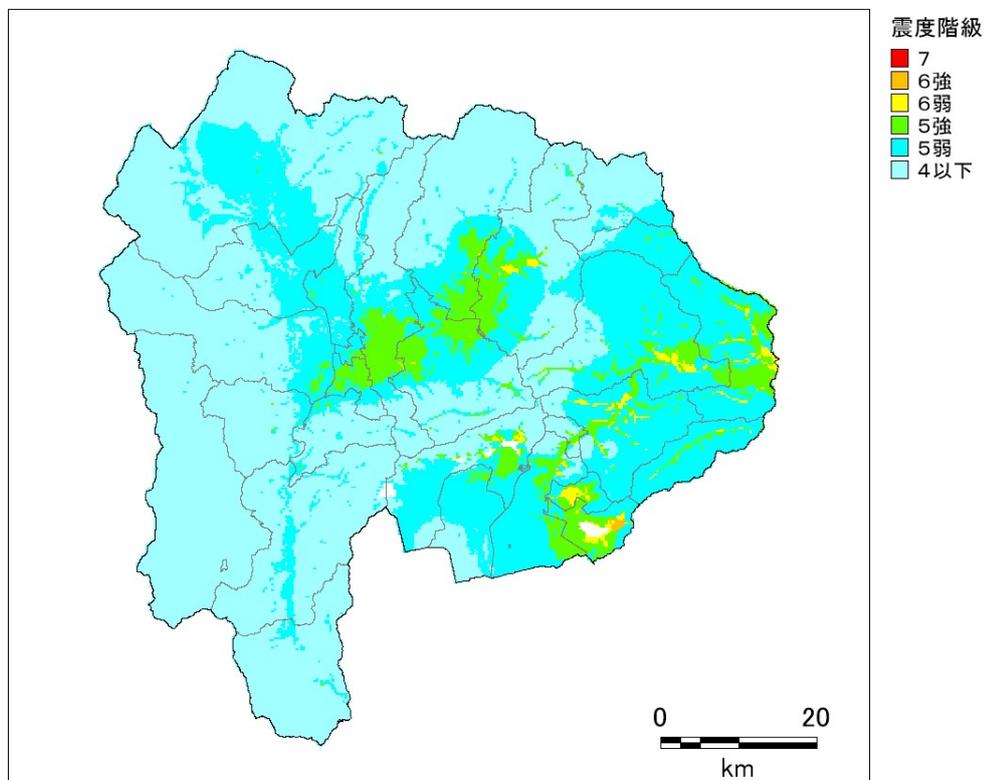
震源断層（海溝型）	地震規模 M (Mw)	震源断層（活断層）	地震規模 M (Mw)
1_南海トラフの巨大地震（東側ケース）	M9 クラス (9.0)	3 糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	7.4 (6.8)
2_首都直下地震 (M7 クラス・立川市直下)	M7 クラス (7.3)	4_糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	7.6 (7.0)
10_(参考)首都直下地震 (M8 クラス)	M8 クラス (8.0)	5_曾根丘陵断層帯	7.3 (6.8)
		6_扇山断層	7.0 (6.5)
		7_身延断層	7.0 (6.5)
		8_塩沢断層帯	6.8 (6.4)
		9_富士川河口断層帯 陸域部（セグメントA）, 海域部（セグメントB）	セグメントA 7.2 (7.3) セグメントB 8.3 (7.8)
※番号は上の図に対応する。			

地表震度分布図

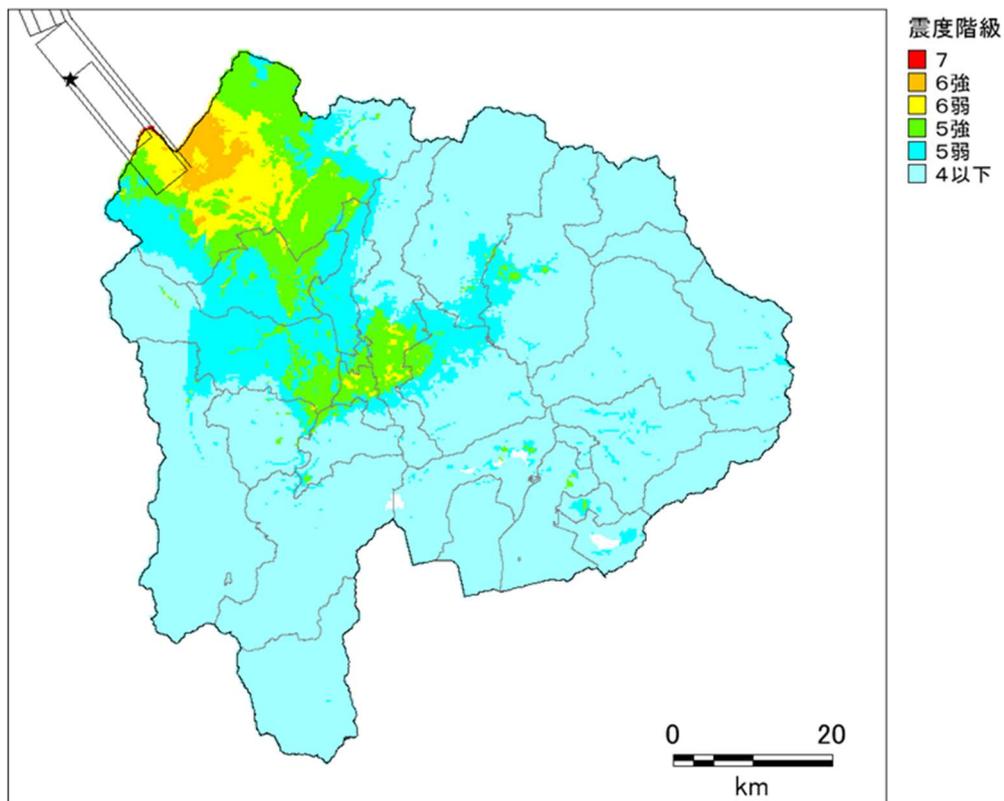
南海トラフの巨大地震（東側ケース）



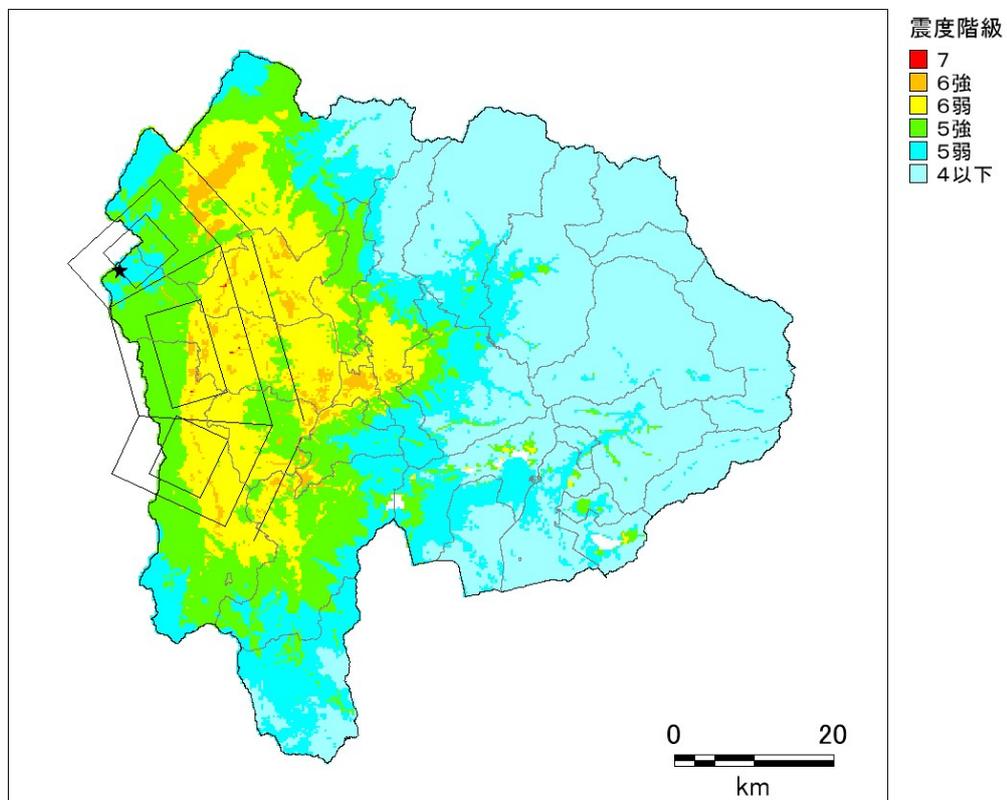
首都直下地震M7（立川市直下）



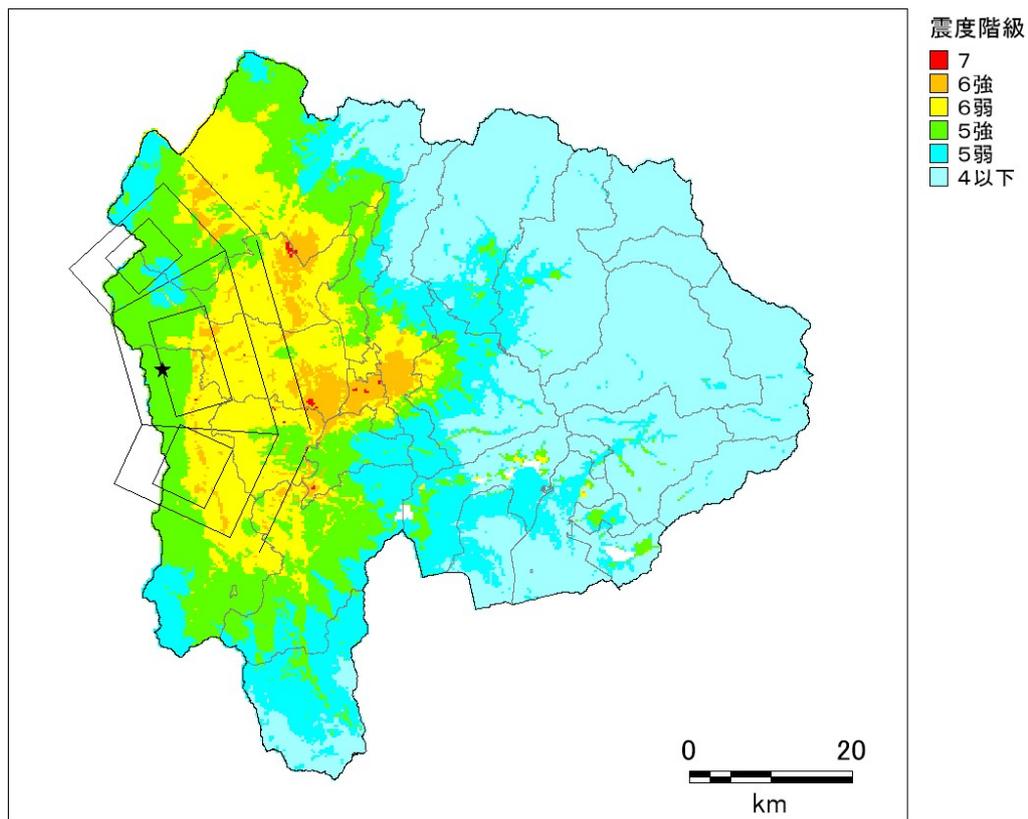
糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間



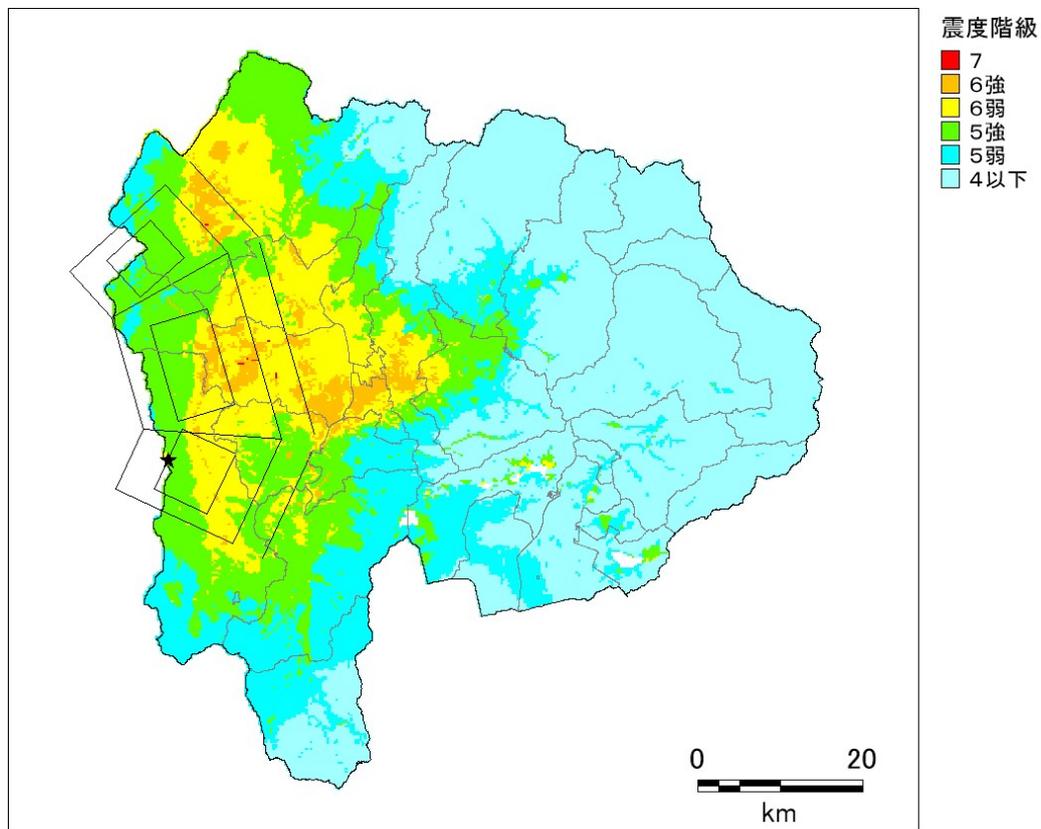
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間(Case1)



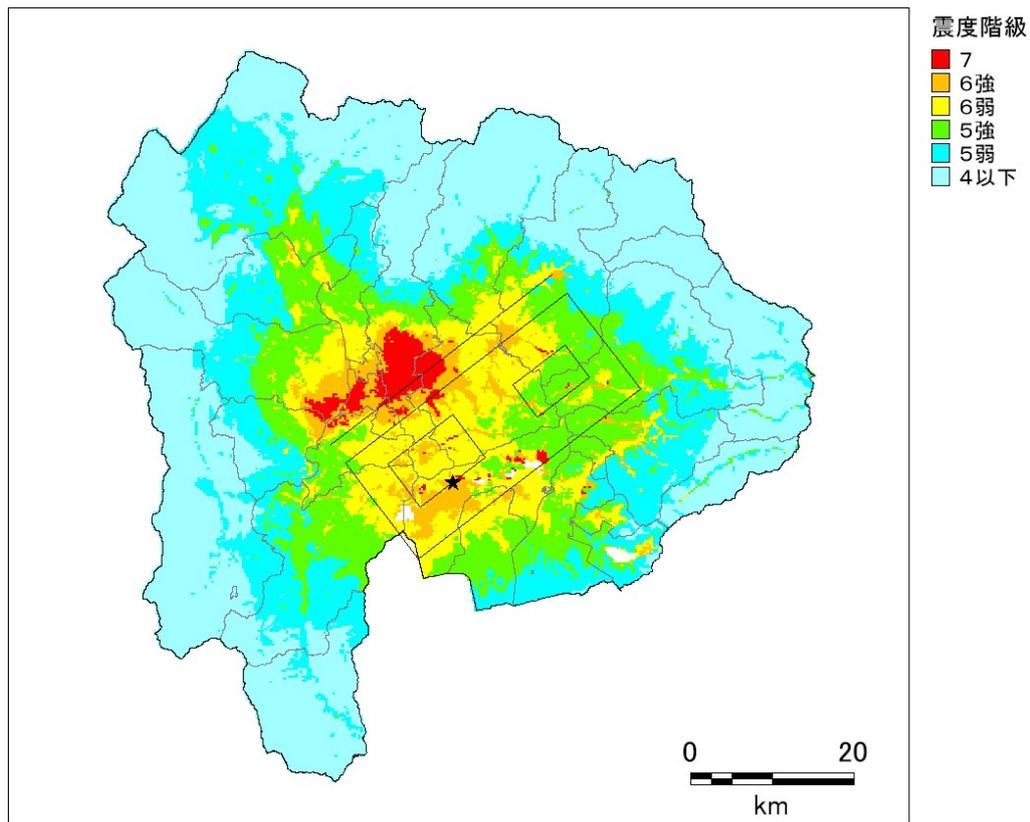
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間 (Case2)



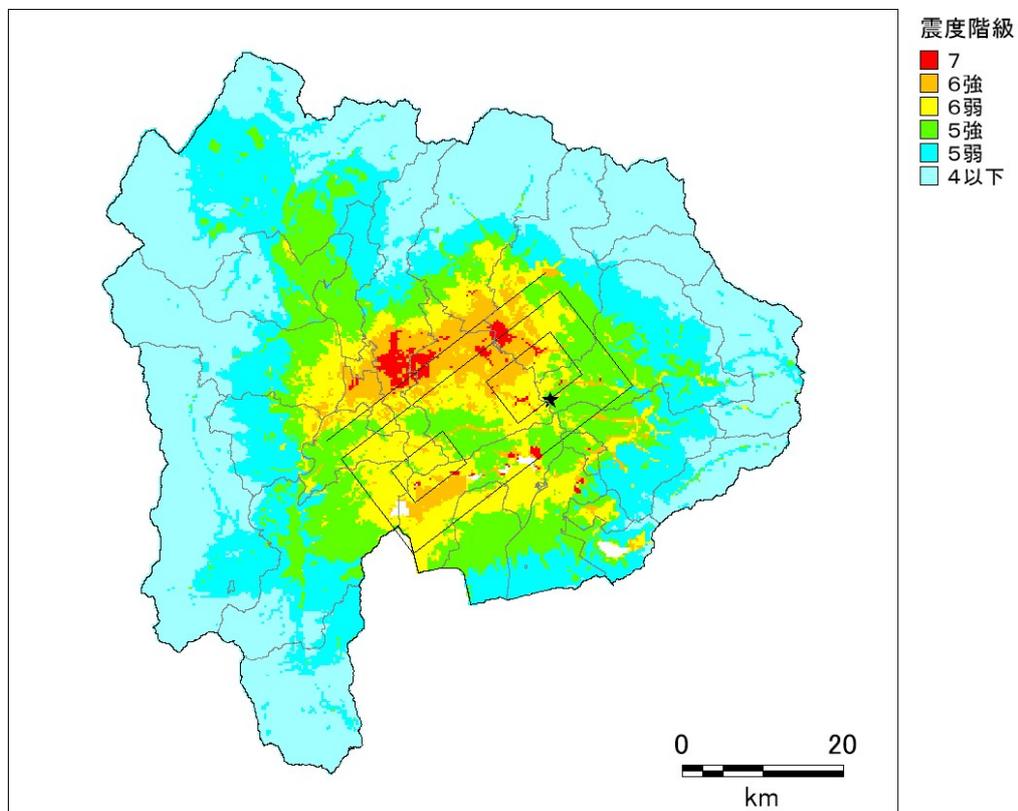
糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間 (Case3)



曾根丘陵断層帯 (Case1)



曾根丘陵断層帯 (Case4)



## 第5節 首都直下地震対策

本市は首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていないものの、隣接する甲府市が同区域に指定されていることから、本市においても、首都直下地震を念頭に置いた対策を検討する。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災組織の充実

風水害・その他災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

### 第2節 地震に強いまちづくりの推進

市は、関係機関と協力して、道路、公園等の骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

#### 第1 道路施設等の対策

地震による山崩れ、地すべり等で道路破損の被害が予想されるため、危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

##### 1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

##### 2 橋梁の整備

市長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

##### 3 トンネルの整備

市長は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

##### 4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、国道及び県道の各道路管理者に、安全点検調査の実施とともに、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施するよう要請する。

##### 5 都市計画道路等の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急輸送道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路等主要道路の整備推進を図っていく。

#### 第2 溜池等の対策

築造年代が古く経過年数が長いため、老朽化の進行や現行耐震基準を満たしていない溜池も存在する。

災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もあるため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化や耐震不足の溜池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防に努める。

資料編 ○溜池の現況

#### 第3 土砂災害警戒区域対策

土砂災害警戒区域の予防対策については、風水害・その他災害編第2章第6節「風水害等災害予防計画」の定めるところによる。

#### 第4 市街地対策

##### 1 市街地の整備

狭隘で緊急車両が通行できない道路については、拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な市街地の形態と防災機能の一層の充実を図る。

##### 2 公園の整備

公園や緑地は、市街地における緑のオープンスペースを確保し、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことから、今後も小規模の公園も含めた公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

##### 3 緑化の推進

###### (1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木のもつ延焼阻止機能等を生かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

###### (2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

#### 第5 液状化対策

本市においては、液状化による建物倒壊等の大きな被害は想定されていないため、土地や建物の所有者、使用者等の判断により、個別に対応するものとする。

なお、県は液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページ等に掲載して、情報提供を行う。

#### 第6 住民への情報提供

市及び県は、危険な箇所に住居する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、必要な事項を住民に周知させるため、地震ハザードマップ等、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

### 第3節 大震火災対策の推進計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るなど、効果的な予防対策を樹立する。

#### 第1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物災害危険地区、地下埋設物の調査、過去の地震被害等をもとにして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想等、大震火災の原因の関係ある事項を加味し作成に努める。

#### 第2 出火予防対策の推進

##### 1 建築同意制度の活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

##### 2 家庭に対する指導

市は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図る。

- (1) 地震防災に関する知識の習得
- (2) 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- (3) 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメーター、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- (4) 防災訓練等への積極的参加の促進

##### 3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。このため市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。
- (2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。
- (3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

##### 4 予防査察の強化指導

西消防署及び葦崎消防署は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

##### 5 危険物等の保安確保の指導

西消防署及び葦崎消防署は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

## 6 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめとするイベント等各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

### 第3 延焼予防対策の推進

#### 1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、消火器等を整備するものとする。

また、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

(2) 耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(3) 耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を推進する。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にする。

資料編	○ 消防力の現況
	○ 消防水利一覧
	○ 飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

(4) 自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

## 第4節 消防計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害・その他災害編第2章第5節「消防計画」の定めるところによる。

### 第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに班を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

資料編 ○消防防災施設等整備計画
------------------

### 第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講じる。

### 第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

#### 1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキ等の救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備も進める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災組織の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

#### 2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 西消防署、韮崎消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

#### 3 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画を立てる。

#### 4 避難場所の設定、適正な避難の指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して市民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と

避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

#### 5 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町と消防相互応援協定を締結し、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

<b>資料編</b> ○災害時相互応援協定一覧
-------------------------

#### 6 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地、照明機材の整備を図る。また、市内のアマチュア無線局との協力態勢を検討し、より一層の強化を図る。

## 第5節 生活関連施設の安全対策推進計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

### 第1 水道施設対策

本市の水道施設は、資料編に掲載のとおりである。

#### 資料編 ○水道施設状況

#### 1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

#### 2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

#### 3 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

#### 4 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、災害時に不足する場合に備え、平素から隣接の水道事業者と応援協力体制の確立を図るとともに、指定給水装置工事事業者と連絡協力体制の確立を図る。

#### 資料編 ○甲斐市管工事協同組合会員名簿 ○災害時相互応援協定一覧

### 第2 下水道施設対策

市は、下水道施設の地震対策として、次のような対策を実施する。

#### 1 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

#### 2 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹の施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

#### 3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するため、動力発電機や非常用トイレを工事事業者等と連携協力した対策に努める。

#### 資料編 ○甲斐市建設安全協議会会員名簿 ○甲斐市管工事協同組合会員名簿

#### 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

#### 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

#### 6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。

#### 7 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

### 第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

#### 1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

#### 2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

#### 3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出勤体制の確立

### 第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

#### 1 施設・設備の安全確保

(1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

#### 2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

#### 3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

### 第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

#### 1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規程等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

#### 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

(1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備

(2) 応急用資機材、工具類の整備

#### 3 消費先の安全確保

(1) 容器転倒防止措置の強化

(2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化

(3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発

- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

## 第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話株式会社山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

### 1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

### 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

### 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

### 4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

### 5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

## 第7 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

### 1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

## 2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

## 3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

## 第6節 建築物災害予防計画

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

### 第1 公共施設災害予防対策

#### 1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検等を実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- (3) 建築物の耐震性の強化を周知普及するため、関係者の講習会等を開催する。

#### 2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市庁舎、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震性の調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震性の調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画等を考慮する中で、順次、耐震補強を実施する。

#### 3 学校施設等の災害予防対策の推進

災害発生時に避難所としての利用が想定される学校施設等の安全性の確保を図るため、校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策を推進する。

#### 4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動ししやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 落下、倒壊のおそれがある物件等（歩道橋、道路標識、電柱、バックネット、フェンス等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施するものとする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態としておく。

#### 5 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置等、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

### 第2 一般建築物災害予防計画

#### 1 現況

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベーター及び遊戯施設等）については建築基準法及びその他の関係法令の防災関係規程等により、個々の建築物の構造耐力上はもちろんのこと防災上、避難所等の諸点について次のような内容により安全性の確保を図っていく。

- (1) 木造及び組積造等の一般構造物の禁止
- (2) 一定規模以上の木造及び組積造建物の禁止
- (3) 一定規模以上の特定建築物について耐火構造又は簡易耐火構造の推進
- (4) 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規程による制限
- (5) 避難階段及び非常用進入口等の諸指定
- (6) 建築士による一定規模・構造以上の建築物についての設計、施工の管理

## 2 防災対策

- (1) 特定建築物のうち、不特定多数が利用する建築物（スーパー、集会所等）については、防災査察を実施し、その結果により防災上の改修等について必要な助言指導を行う。
- (2) 既存特殊建築物の防災改修促進のため、実態を把握し自主的改善を促すよう啓発していく。
- (3) 地震時における建造物の窓ガラスその他の外装材、屋外突出物、屋上工作物等の落下等による影響は人身への被害とともに救助活動の障害ともなる。したがって、これら建築物等の安全性を確認するために耐震診断を実施し、建築関係諸団体等に要請しその実効化を図る。
- (4) 建築住宅班に「耐震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じる。
- (5) 震災に強いまちづくりを目指すために、既存木造住宅の耐震診断を支援する。

### 資料編 ○甲斐市木造住宅耐震支援事業実施要綱

- (6) 建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

## 第3 社会福祉施設等防災対策

高齢者人口の増加に伴い、要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備の設置を促進する。

## 第4 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

## 第5 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が多数を占めた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれがあるものに対しては改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

## 第6 崖地近接危険住宅移転

崖地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれがある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、崖地近接危険住宅移転事業を実施する。

## 第7 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、生け垣等の設置による安全化を推進するとともに、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
交 通 信 号 等	管 理 者	施設の点検を行い、危険の防止を図る。
横 断 歩 道 橋		耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
枯 街 路 樹 等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
ア ー ケ ード 等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。

ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所 有 者 ・ 管 理 者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれがあるもの、不要のものは除去する。

資料編 ○甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱
----------------------------------

**第8 危険物施設等災害予防対策**

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

**1 市の措置**

市は、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び峡北広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

**2 事業者の措置**

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

**第7節 防災施設・資機材の整備計画**

風水害・その他災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

## 第8節 広域応援体制整備計画

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

### 第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧
------------------

### 第2 協定の充実等

#### 1 協定内容の見直し

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直して充実、具体化に努めるとともに、平常時から連携強化を図る。

#### 2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結を進めており、今後も拡大を図っていく。

### 第3 応援要請等の整備

#### 1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

#### 2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

#### 3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

#### 4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、風水害・その他災害編第3章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

## 第9節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は防災に携わる職員の資質を高めることと併せて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

### 第1 防災知識の普及・教育

#### 1 市職員に対する教育

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、職員の「防災初動マニュアル」等を作成し、随時見直しを行いながら、災害発生時に必要な知識や心構え等の普及啓発を図る。

なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしており、市は県への協力を要請する。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報の性格とこれに基づく措置及び情報伝達
- (3) 市及び各機関が実施している地震対策
- (4) 地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の動員体制と任務分担）
- (5) 上記(4)についての年度当初の周知徹底
- (6) 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- (7) 先進自治体の取り組み

#### 2 住民に対する防災知識の普及・教育

地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動態勢に遅れが生じる可能性があることから、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

このため、市は、防災週間、防災訓練等を通じて、住民が災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚をもつよう、地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、避難、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等について、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

##### (1) 啓発の方法

ア 広報誌（「広報甲斐」）の活用、ハザードマップの活用等、防災関係資料の作成・配布

- イ 新聞等各種報道媒体の活用
  - ウ 県立防災安全センターの活用、防災映画等の貸出し
  - エ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
  - オ ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を利用した防災・気象情報の配信
- (2) 啓発の内容
- ア 東海地震、南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
  - イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
  - ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
  - エ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
  - オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
  - カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等平常時における準備
  - キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
  - ク 災害用伝言ダイヤル、エリアメール等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
  - ケ 過去の災害にかかる教訓

### 3 幼児・児童・生徒に対する教育

市は、幼児・児童・生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

### 4 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

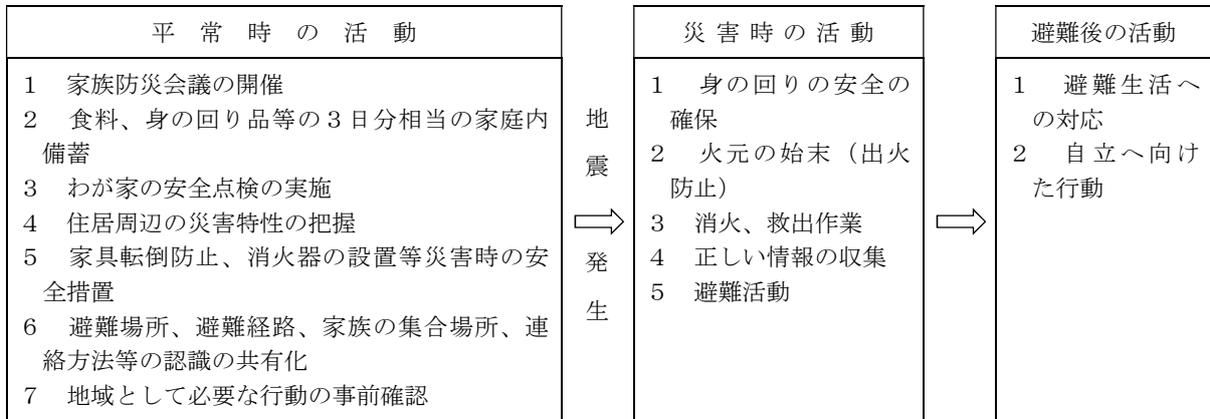
市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

## 第2 家庭の果たすべき役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上立った安全対策の実施

- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災組織への参加・協力

〈住 民 の 活 動〉



5 警戒宣言発令時の措置

- (1) 火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限
- (2) 消火の準備
- (3) 当該地震に係る災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置（緊急貯水、重要持ち出し品の用意、避難の準備、近隣の要配慮者の保護等）
- (4) 市長、警察官等が実施する地震防災応急対策への協力

第3 自主防災組織の活動推進

大規模地震の際には、次のような事象が発生し、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

- ①電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる。
- ②道路が遮断され、消防活動等が困難になる。
- ③各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される。
- ④水道管の破損や停電等により、消防活動が困難になる。

このような状況の中で、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成されている自主防災組織の充実強化を推進する。

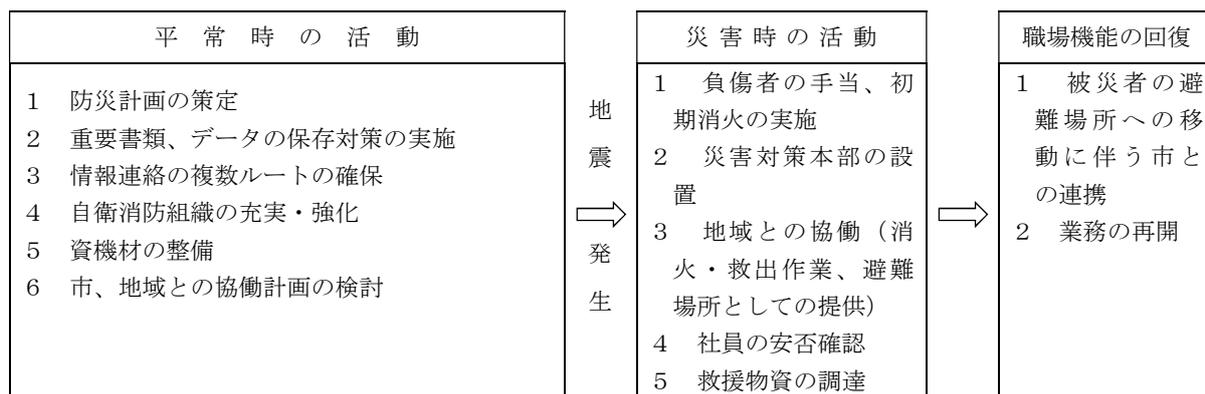
このため、市及び各地区の自主防災組織は、大規模地震発生時に自主防災組織が組織的な防災活動ができるよう、風水害・その他災害編第2章第1節第6「自主防災組織」の定めるところにより組織の充実強化を図る。

第4 事業所の果たすべき役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく地震防災応急計画の作成等、各事業所の防災体制と危機管理体制の確立を図る。

## 〈事業所の活動〉



## 2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

## 3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

## 4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

## 第5 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を防災危機管理班に設置する。

## 第10節 災害ボランティア育成強化計画

風水害・その他災害編第2章第13節「災害ボランティア育成強化計画」を準用する。

## 第11節 防災訓練に関する計画

風水害・その他災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用する。

## 第12節 要配慮者対策の推進

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿の対象、記載事項及び提供先は、風水害・その他災害編第2章第13節第1「避難行動要支援者名簿の作成等」の定めるところによる。

### 第1 社会福祉施設対策の推進

各施設管理者は、災害時の行動等が不自由な施設利用者のため、次の対策を講じるよう努めるものとする。

#### 1 防災設備等の整備

##### (1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるとともに、老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

##### (2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

##### (3) 非常食料の備蓄

水道、電気等の供給停止に備え、要配慮者の実情等に応じた非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

#### 2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

##### (1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者の引渡し方法等を明確にする。特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

##### (2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

#### 3 防災教育、防災訓練の充実

##### (1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

##### (2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

### 第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

風水害・その他災害編第2章第13節第2「高齢者・障がい者等の要配慮者対策」を準用する。

### 第3 外国人及び観光客対策

風水害・その他災害編第2章第13節第3「外国人及び観光客対策」を準用する。

#### 第4 乳幼児・児童・生徒保護対策

学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）の管理者は、地震の発生に備え平常時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児・児童・生徒に対して実践的な防災教育の実施に努める。

##### 1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

###### (1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

###### (2) 学校の地震災害対策組織

ア 多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

イ 勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

ウ 電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

###### (3) 児童・生徒の安全対策

在校時、通学時等発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

###### (4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

###### (5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても協力する必要があることから、市の防災関係機関等と連携して避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

##### 2 地震に関する防災教育

幼児・児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

###### (1) 児童・生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

###### (2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

###### (3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科内容に共通した防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地域への理解、家庭や地域との連携

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害・その他災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

#### 第1 甲斐市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、甲斐市災害対策本部を設置する。

##### 1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるときとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が市域で発生したとき。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

##### 2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

##### 3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市庁舎新館に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部 班	庁内放送、市防災行政無線、電話、FAX、口頭、防災メール
一 般 住 民	市防災行政無線、広報車、防災行政無線メール、エリアメール・緊急速報メール、ホームページ、SNS
県 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
中北地域県民センター	県防災行政無線、電話、FAX
消 防 本 部 ・ 消 防 署	県防災行政無線、消防無線、電話、FAX
甲 斐 警 察 署	電話、FAX
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
市 内 関 係 機 関	市防災行政無線、電話、連絡員
報 道 機 関	電話、FAX、口頭、文書

##### 4 災害対策本部の設置場所

甲斐市役所新館2階防災対策室に設置する。ただし、市庁舎が被災した場合には、敷島庁舎会議室に設置する。

#### 第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

甲斐市災害対策本部の組織及び分掌事務は、風水害・その他災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

### 第3 甲斐市地震災害警戒本部

#### 1 地震災害警戒本部の設置基準

災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められるときは、市長は、地域防災計画の定めるところにより、災害警戒本部を設置する。

市長が災害警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断したとき。
- (2) 地震
  - ア 震度5弱・5強の地震が市域で発生したとき。
  - イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

#### 第4 地震発生時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その分掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震観測時	震度5弱又は5強の地震観測時	震度6弱以上の地震観測時
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により全市一斉指令を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市内の被害状況等の情報収集 3 県への被害状況の報告	1 左欄の1から3を実施する。なお、震度5強の場合には、県のほか消防庁への報告 2 必要なときは、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は、市庁舎に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに市庁舎（竜王庁舎）に本部を設置する。ただし、市庁舎が地震災害により使用不能の場合は、敷島庁舎会議室に設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制「その2」により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

#### 第5 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長（市長）は、市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生するおそれがあると認めるときは、災害の発生地点の付近に現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部長及び本部員は本部長（市長）により指名された者があたり、現地での応急対策活動、現地で活動する関係機関との連絡調整及び市災害対策本部との情報連絡を行う。
- 3 現地対策本部は、各地区の支所に設置するが、状況に応じて被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置する。

#### 第6 県の災害対策本部との連携

市災害対策本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、綿密な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部の設置場所は、甲斐市役所（竜王庁舎）3階会議室とする。

#### 第7 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（中北地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

(2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請する。

## 第2節 職員の配備計画

地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部の組織体制が確立できるように、要員の確保及び活動の概要を具体的に定めておく。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害・その他災害編第3章第2節「職員の配備計画」の定めるところによる。

### 第1 職員の配備基準

本部長（市長）は、次の基準に従って、配備を発令する。

配備	配備基準	活動内容	配備要員及び体制
第1配備 その2	1 震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 3 その他市長が配備を指示したとき。	1 地震情報等の収集・伝達 2 危険箇所の巡視等の強化 3 被害発生状況の把握 4 施設利用者等の避難誘導及び安全確保 5 住民等への広報 6 必要な応急対策活動の実施 7 震度4の地震を観測したときは、県に被害報告	職員のおおむね3割の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名 主に情報連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴って、速やかに上位の体制に移行できる体制
第2配備	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 3 その他市長が配備を指示したとき。	1 地震情報等の収集・伝達 2 市内全域の巡視等の強化 3 被害発生状況の把握 4 施設利用者等の避難誘導及び安全確保 5 住民等への広報 6 必要な応急対策活動の実施 7 応急資機材の準備 8 防災関係機関等との連絡 9 震度5強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告	職員のおおむね5割の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名 主に情報連絡活動及び防災活動にあたり、事態の推移に伴って、速やかに上位の体制に移行できる体制 地震災害警戒本部を設置し、状況に応じて災害対策本部の設置を検討
第3配備	1 大規模な災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他市長が配備を指示したとき。	災害情報の収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施	全職員を配備 災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施する体制

#### 資料編 ○ 配備基準及び動員表

### 第2 職員への伝達方法

#### 1 勤務時間中における伝達及び配備

地震情報等の通知を受け、災害の発生が予想される場合の非常配備の職員への伝達は、次により行

う。ただし、地震が発生した場合には、震度に基づいた自動配置とし、該当職員は速やかに所定の配備につく。

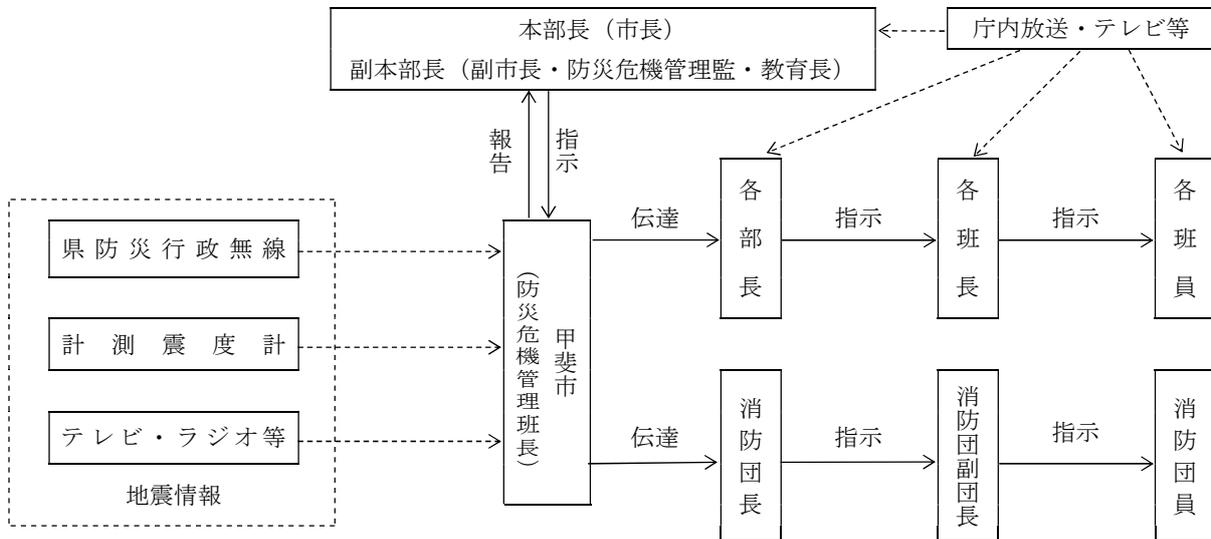
- (1) 防災危機管理監は本部長（市長）の指示により、非常配備を決定し、各部長に連絡するとともに庁内放送、電話、防災メール等により伝達する。また、消防団長にも伝達する。
- (2) 関係各部長は、防災危機管理監から非常配備の連絡があった場合は、直ちに各班長に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させる。
- (3) 配備職員は、身の安全を確保するとともに次の事項に留意しつつ、冷静に所定の配備につき応急対策を実施する。

ア 来庁者、施設利用者等へのパニック防止措置、避難誘導

イ 火災発生防止措置

ウ 余震による落下物等への注意

勤務時間内における緊急招集系統

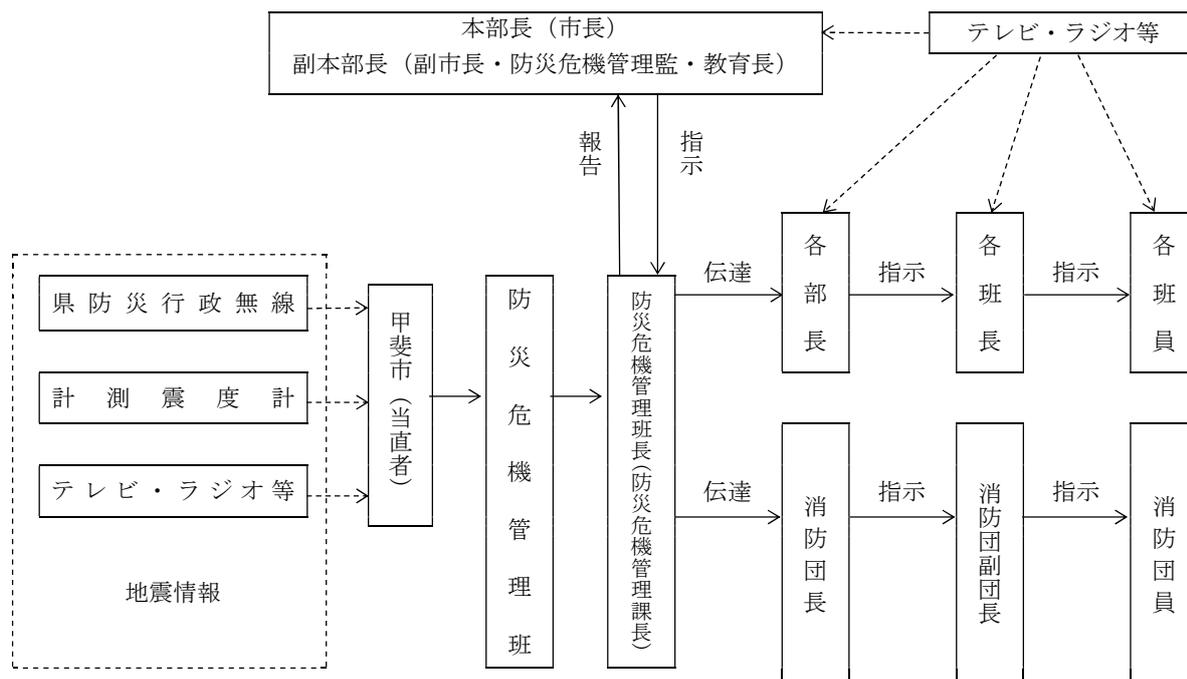


2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外における職員の配備は、地震情報の内容に応じて緊急参集又は自宅待機とし、非常配備の職員への伝達は、次により行う。ただし、地震が発生した場合には、震度に基づいた自動配置とし、該当職員は速やかに所定の配備につく。

- (1) 当直者は、非常配備に該当する地震情報等が関係機関から通知され、又は災害の発生が予想される場合は、防災危機管理班に連絡し、防災危機管理班員は直ちに防災危機管理班長（防災危機管理課長）に報告する。なお、当直者は、参集職員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。
- (2) 報告を受けた防災危機管理班長は、直ちに本部長（市長）、副本部長（副市長・防災危機管理監・教育長）に報告するとともに指示を受け、各部長に非常配備の連絡を行う。また、併せて防災メールにより職員に連絡する。
- (3) 各部長は、直ちに各班長に連絡し、班長は緊急連絡網により配備該当職員に緊急参集を指示する。
- (4) 参集を指示された職員は、以後の状況推移に注意し、直ちに所定の場所へ参集する。
- (5) その他の職員は、テレビ、ラジオ、インターネット等の地震情報に注意し、緊急参集命令に備える。

## 勤務時間外における緊急招集系統



## 3 動員及び初動体制

## (1) 動員の原則

- ア 勤務時間外又は休日においても、配備基準に該当する地震情報を覚知したときは、動員命令を待つことなく、あらゆる手段をもって直ちに所定の場所に参集する。
- イ 災害の状況により所定の場所への参集が困難な場合は、最寄りの支所又は公共施設等に参集し支所又は各施設の責任者の指示に基づき、災害対策活動に従事する。なお、災害その他の事情によりいずれの施設にも参集が困難な場合は、何らかの手段をもって所属長に報告する。
- ウ 災害等のため緊急に参集する際は、作業服等を着用するとともに、手袋、懐中電灯等の携行品を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるようリュックサック等により、平素から必要な用具を準備しておく。
- エ 参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

## (2) 勤務時間外の初動体制

- ア 震度5強以下の地震が発生した場合  
各震度に応じた配備基準に従い、該当の要員は所定の配備場所に参集し、あらかじめ定められた分掌事務を行う。
- イ 震度6弱以上の地震が発生した場合  
市災害対策本部が自動的に設置されるため、職員は自主的に参集し、次の要領で初動体制をとるとともに、部長又は班長の指示により、災害応急対策業務に従事する。

1 ↓	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかる。
2 ↓	人命救助	職員の近隣の被災状況を把握し、まず、人命救助を行い、その後所定の場所へ参集する。
3 ↓	参集	1 全職員が自主的にあらゆる手段をもって、所定の場所へ参集する。 2 災害その他により、所定の場所へ参集できない職員は、最寄りの市機関に参集のうえ応援活動を行い、その旨を上司に報告するよう努める。
4 ↓	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討し、職員に周知徹底しておく。
5 ↓	被害状況の報告	1 職員は収集した情報を各部長又は班長に報告する。 2 各部長又は班長は被害状況を本部長（又は代理者）に報告する。
6 ↓	緊急初動体制の解除	各災害応急対策の活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

### (3) 初動期に必要な業務

初動に必要な業務は、主に次のとおりである。

- ア 地震情報及び被害状況等の収集・把握
- イ 関係機関等への情報伝達（県、消防署、警察等）
- ウ 本部の設置（管内地図、テレビ、ラジオ、標識、腕章等）
- エ 住民への広報活動（余震等二次災害の注意、安全な避難所への誘導、不適正情報の注意等）
- オ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先の準備）
- カ 避難所、救護所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況等の把握）
- キ ライフラインの被災状況の把握（電気、電話、水道等）
- ク 支援物資調達準備計画
- ケ 広域応援要請の検討

### (4) 動員対象から除外する職員

- ア 平常時における病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 遠隔地公務出張者その他市長が認める者

## 第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するが、部内の調整で応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

### 1 応援要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して防災危機管理監に要請する。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人員数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

## 2 動員の措置

- (1) 防災危機管理監は、応援要請内容に応じて、緊急の応急活動等の状況により応援可能な部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援活動を行う。

### 第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

風水害・その他災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

### 第4節 応援協力要請計画

風水害・その他災害編第3章第4節「応援協力要請計画」を準用する。

### 第5節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害・その他災害編第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

## 第6節 地震災害情報等の収集伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行う。

### 第1 異常現象発見時の通報、伝達

#### 1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

#### 2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

### 第2 地震に関する情報等の伝達

#### 1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

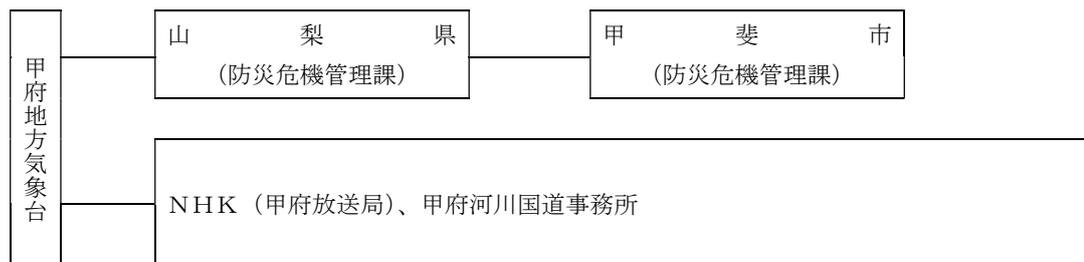
甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

##### (1) 地震情報について

種類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
イ 震源に関する情報	発表基準	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
ウ 震源、震度情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
エ 推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内 容	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
オ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合
	内 容	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
カ 遠地地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある ・マグニチュード7.0以上

		・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき
	内 容	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
キ その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

## (2) 伝達先



## 2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したとき等に、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

## 3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

## 4 地震情報の収集

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

## 5 地域住民への地震情報の伝達

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は、次のとおりとする。

- (1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- (2) 地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、自主防災会長等を通じて市に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

## 第7節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告する。なお、この計画に定めのない事項は、風水害・その他災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」による。

### 第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握する。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

#### 1 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集する。

##### (1) 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	西消防署、韮崎消防署、消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	西消防署、韮崎消防署、甲斐警察署、市内医療機関（中巨摩・北巨摩各医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県LPガス協会、市まちづくり振興部・公営企業部
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、中日本高速道路(株)八王子支社甲府管理事務所、東日本旅客鉄道(株)八王子支社（竜王駅、塩崎駅）
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、甲斐警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩・北巨摩各医師会

##### (2) 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

##### (3) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

##### (4) アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平常時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努める。

2 第2段階に収集する情報

(1) 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被災状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被災調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被災状況を把握する。

担 当		協 力 団 体	調 査 事 項
部	調 査 責 任 者		
	防 災 危 機 管 理 班 長	消防団、防災委員、交通安全協会	他部に属さない被害、一般災害及び応急対策状況の総括
総務部	各 市 民 地 域 班 長	各自治会（区）長	人家、公共施設被害
市民生活部	市民戸籍班長	各施設管理者、各自治会（区）長	人家等の被害
	市民協働推進班 長	各自治会（区）長	道路施設、人家等の被害
	スポーツ振興班 長	各施設管理者	施設関係被害
環境産業部	環境森林班長	森林組合等	林業関係被害
	産業創造班長	商工会、事業所等の管理者等	商工関係被害
	農 政 班 長	農協等	農業関係被害、畜産被害
福祉部	障がい者支援班 長	各施設管理者、民生委員、児童委員、甲斐市社会福祉協議会等	社会福祉関係、障がい者等の被害
	長寿推進班長	ケアマネジャー、看護施設管理者等	高齢者の被害
こども子育て健康部	子育て支援班 長	保護者会等	保育児童等の安否、保育所、児童館等の被害
まちづくり振興部	建 設 班 長	建設・土木業者等	公共土木施設等
	都市計画班長	各施設管理者	公園等の被害
公営企業部	上下水道工務班 長	建設・土木業者等	下水道施設被害、浄化槽施設被害
教育部	教育総務班長 学校教育班長 生涯学習文化班 長 図 書 館 長	各学校長、保護者会、各施設管理者等	児童・生徒等の被害、文教施設関係被害

(2) 各地区の被災調査

ア 担当部による調査

各地区の被災状況は、地区の消防団及び自主防災組織から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の班が担当地区を調査する。

イ 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各班の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。なお、出動にあたっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

## 第2 情報の取りまとめ

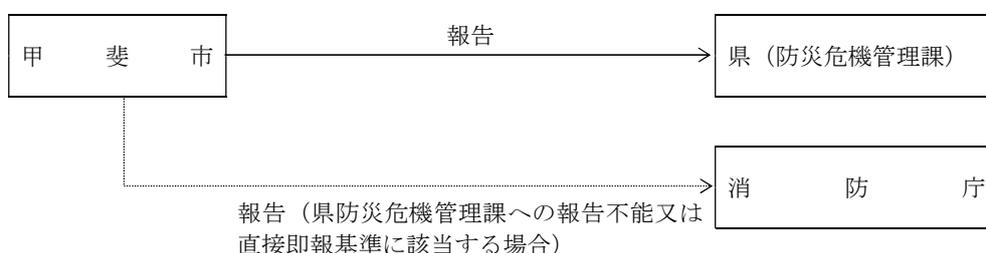
各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、防災危機管理監が取りまとめ、本部長に報告する。

## 第3 災害情報の報告等

### 1 県への報告

本部長は、防災危機管理監からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告する。



### 2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告する。



### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

### 4 報告の種類・様式

市は、「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により資料編に掲げる様式により県（中北地域県民センター）に災害報告を行う。

なお、被害報告の詳細については、風水害・その他災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

- |     |  |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式</li> <li>○ 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式</li> </ul> |
|-----|--|

## 第8節 災害広報計画

風水害・その他災害編第3章第8節「災害広報計画」の定めるところによるが、地震災害の特性に応じた適切かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図る。

### 第1 実施機関

地震発生時の広報活動は秘書班が行うが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行う。

### 第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

このうち、Lアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。

- 1 防災行政無線放送
- 2 市のホームページ・SNSによる広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報誌「広報甲斐」・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 防災行政無線メール（登録制）
- 6 エリアメール・緊急速報メール（携帯電話会社によるサービス）
- 7 自主防災組織を通じての広報
- 8 Lアラート（災害情報共有システム）

### 第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の給水情報、飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難所、避難地の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

### 第4 広報時の留意事項

#### 1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

## 2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況等各地区の被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

## 3 要配慮者への広報

広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得て戸別訪問等による必要な情報提供等を実施する。特に、聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報を検討する。

## 4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心がける。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	㊦ ㊧	発災直後からさまざまな情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦ ㊧	〃
掲示板	㊧ ㊨	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊧ ㊨	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	㊦ ㊧	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
パソコン通信 インターネット	㊦ ㊧ ㊨	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

㊦ 被害状況      ㊧ 生活情報      ㊨ 安否情報

## 第5 災害用伝言ダイヤル等の周知

東日本電信電話株式会社では、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族等に安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」を開設する。また、震度6弱以上の地震等大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話会社（NTTドコモ、au、ソフトバンク等）で開設される。これらの活用方法を広報誌への掲載、市庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させる。

資料編 ○災害用伝言ダイヤルの利用方法

## 第9節 災害通信計画

風水害・その他災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

## 第10節 消防計画

大地震発生時には、火災の多発により、市民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における市民の人命保護と火災による被害の軽減を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害・その他災害編第3章第11節「消防計画」の定めるところによる。

### 第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

### 第2 初期活動

#### 1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

#### 2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動にあたる。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 見張り、巡回及び広報

直ちに付近の耐火高層建築物を利用して見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

### 第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

#### 1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、市民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

#### 2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

### 3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

### 4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

## 第4 消防活動

### 1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災組織等、また消防、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

### 2 非常招集

消防団員の非常招集は、風水害・その他災害編第3章第11節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防団詰所に参集し、指揮を受ける。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防団副団長は市庁舎に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

### 3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

#### (1) 情報収集活動

直ちに付近の耐火高層建築物を利用して見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

#### (2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

#### (3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従って活動する。

5 市民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は、電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は、消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第5 応援要請

1 応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、応援協定に基づき、応援を要請する。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧
------------------

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求する。

## 第11節 避難計画

風水害・その他災害編第3章第16節「避難計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定める。

### 第1 避難方法等

#### 1 市民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、市民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することもあるため、日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるように努める。

#### 2 市の役割

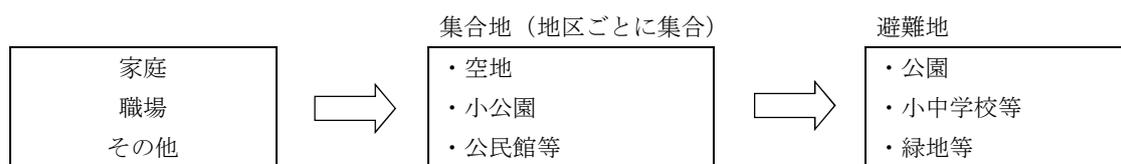
平素から避難方法等を検証し、市民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における市民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、指示の徹底や、避難誘導に努める。

#### 3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想されるため、およそ次の方法により避難する。

- (1) 地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、市民等は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をする。
- (2) 住民は、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等からの身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集する。
- (3) 市民等は、不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

〈避難地への避難方法〉



\*避難場所とは

「避難地等」及び「避難所」の2種類がある。

#### (1) 避難地等

- ア 集合地……………地区ごとに一次的に集合し、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園・公民館等の広場等
- イ 避難地……………集合した人々の安全が確保されるスペースをもち、また、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うことが可能である。公園、小中高等学校等の緑地及びグラウンド等

#### (2) 避難所

地震災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する場所であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点をいう。指定避難所の整備について以下の点に留意する。

- ア 山、崖崩れ、洪水等の危険が見込まれる避難地域を避けて設定する。
- イ 建築物は、天井や照明等の非構造部材を含め、耐震、耐火性の高い建物を選定する。

- ウ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定するとともに、必要に応じて換気や照明等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- エ 指定避難所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- オ 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。  
さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- カ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設等の利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

## 第2 避難所の開設、運営

### 1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、避難所担当職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

### 2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

#### (1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

#### (2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。

## 資料編 ○ 避難地・避難所一覧

### 3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難担当職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

### 4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

したがって、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

### 5 要配慮者の保護

障がい者、寝たきりの高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、福祉避難所を開設し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保等福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

### 6 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市は、警察、鉄道管理者、バス事業者等の関係機関と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、市、県及び関係機関は、平常時から帰宅困難者等の滞在場所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

#### 7 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設のトイレの設置を行う。

#### 8 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

#### 9 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

#### 10 孤立地区への対応

市は、孤立のおそれがある地区に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話や無線機、ヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

#### 11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

### 第12節 緊急輸送計画

風水害・その他災害編第3章第13節「緊急輸送計画」を準用する。

### 第13節 交通対策計画

風水害・その他災害編第3章第14節「交通対策計画」を準用する。

### 第14節 災害救助法による救助

風水害・その他災害編第3章第15節「災害救助法による救助」を準用する。

### 第15節 医療・助産計画

風水害・その他災害編第3章第17節「医療・助産計画」を準用する。

### 第16節 防疫計画

風水害・その他災害編第3章第18節「防疫計画」を準用する。

## 第17節 食料及び生活必需物資供給計画

風水害・その他災害編第3章第19節「食料供給計画」及び第20節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定める。

### 第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

### 第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄食料・備蓄品の放出、協定を締結している市町村や事業者等から調達した食料、生活必需品を罹災者等に供給する。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者等要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心がける。

**資料編** ○災害時相互応援協定一覧

### 第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施する。

#### 1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資及び調達した物資の集積場所は、資料編に掲載のとおりである。

**資料編** ○救援物資集積所一覧

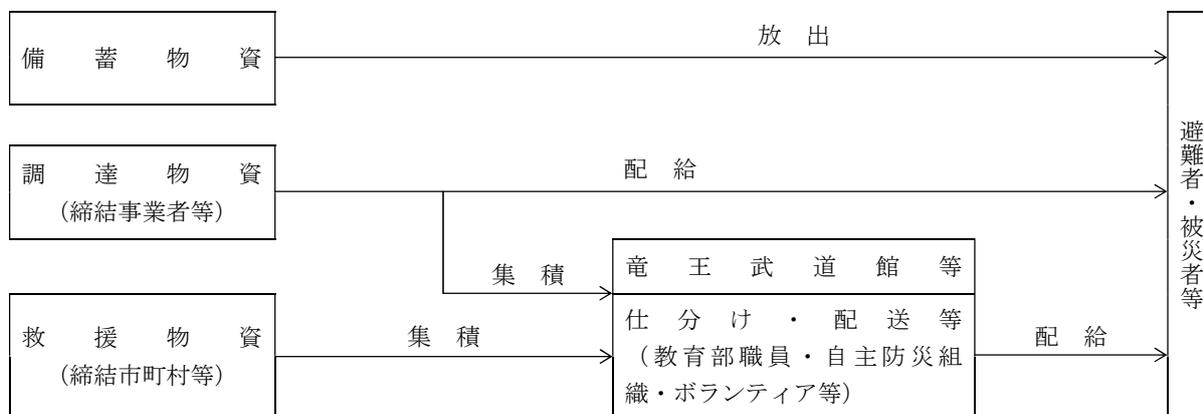
#### 2 救援物資の調達及び供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当部
食料の調達、生活必需品、燃料の調達	教育部（生涯学習文化班・スポーツ振興班）
応援協定に基づく緊急調達、輸送用車両の確保	総務部（総務班）
救援物資の受入れ、仕分け、配分	教育部（生涯学習文化班・スポーツ振興班）
給食施設の提供、炊き出しの協力	教育部（学校教育班）

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自治会（自主防災組織）及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



## (3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がける。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品、テレビ、ラジオ等
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

## 第18節 給水計画

風水害・その他災害編第3章第21節「給水計画」を準用する。

## 第19節 教育計画

風水害・その他災害編第3章第22節「教育計画」の定めによるが、地震災害時の応急措置について次のとおり定める。

### 第1 教育委員会の応急措置

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、復旧計画を策定する。

### 第2 学校の応急措置

#### 1 地震発生後の措置

児童・生徒在校中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持ち出しを行う。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講じる。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告する。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒不在中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告する。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

#### 2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が協力する体制を作り、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

### 第3 社会教育施設の応急措置

#### 1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に

努める。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに市教育委員会に報告する。

## 第20節 廃棄物処理計画

風水害・その他災害編第3章第23節「廃棄物処理計画」を準用する。

## 第21節 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理計画

風水害・その他災害編第3章第24節「応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定める。

### 第1 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりである。

#### 1 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得等、応急危険度判定体制の整備を推進する。

#### 2 公共建築物の確認

市は、公共建築物、宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、市役所、避難所等、防災上重要な施設から行う。

#### 3 一般住宅の応急危険度判定の実施

(1) 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

(2) 判定を必要とする建築物数をもとに必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

(3) 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを建築物等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

### 第2 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を要請するほか、県に派遣要請を行う。

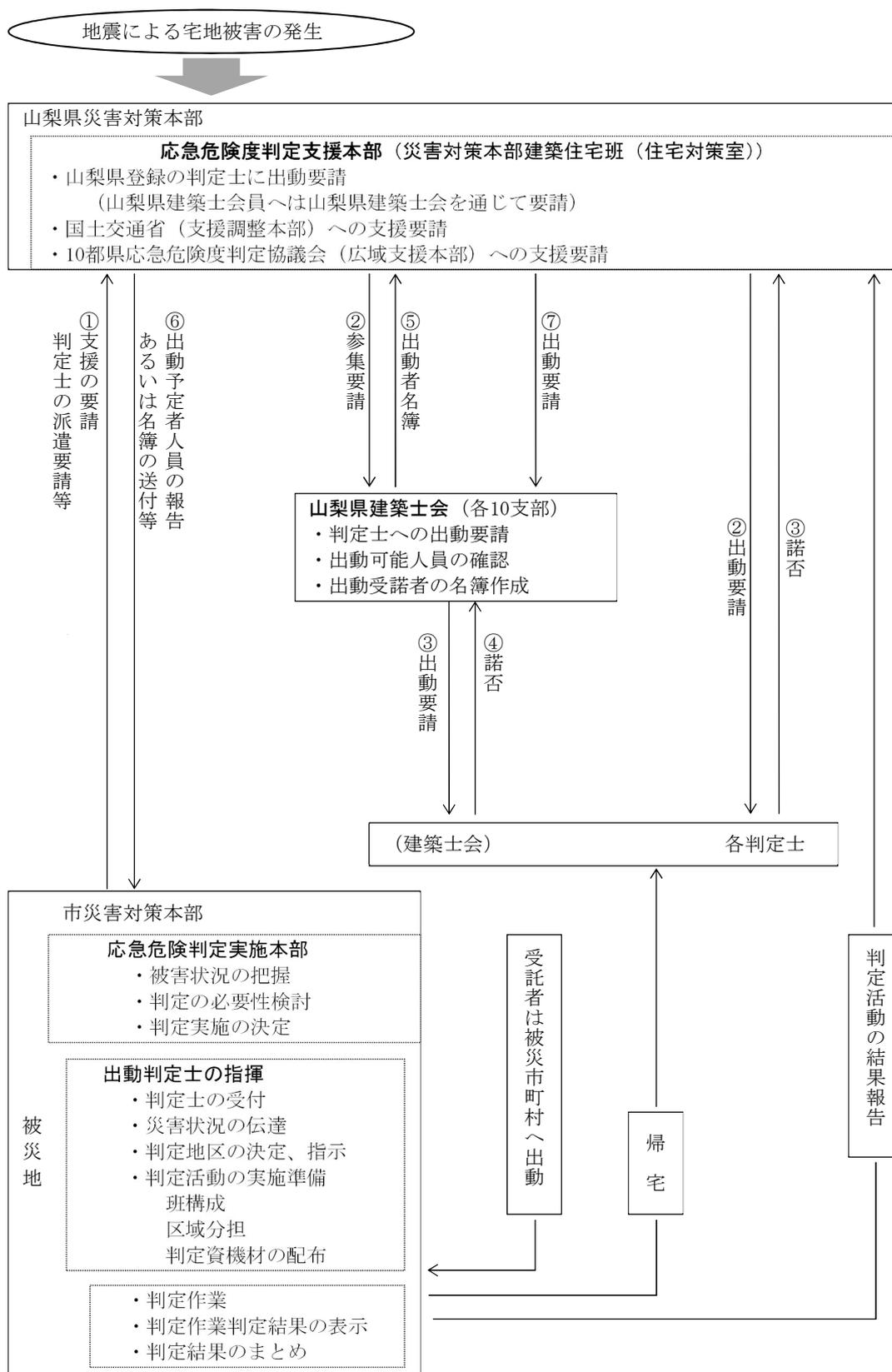
なお、県への派遣要請に基づく被災建築物応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

### 第3 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれがある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止等の広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

別表

〈被災建築物応急危険度判定フロー〉



## 第22節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、市民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害・その他災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

### 第1 市民の初期活動

#### 1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、市民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

#### 2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

### 第2 市の救出活動等

#### 1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

##### (1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

##### (2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村及び業者から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

資料編 ○災害時相互応援協定一覧
------------------

##### (3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

#### 2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、中巨摩医師会及び北巨摩医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、

ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

### 3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

## 第23節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

風水害・その他災害編第3章第26節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

## 第24節 障害物除去計画

風水害・その他災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

## 第25節 生活関係施設の応急対策計画

### 第1 上水道施設応急対策

公営企業部は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努める。

#### 1 要員の確保

公営企業部は、地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

#### 2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

#### 3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資機材の調達、復旧工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

#### 4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

#### 5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等を順次復旧する。

#### 6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

### 第2 下水道施設、農業集落排水施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

#### 1 要員の確保

公営企業部は、地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

#### 2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

#### 3 応急処置計画の策定

公営企業部は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設の態様に応じて、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

(5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

#### 4 非常時の汚泥処理計画の策定

公営企業部は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

#### 5 広報

公営企業部は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に

努める。

### 第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画を立て実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 避難所における電力供給を実施する。

### 第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

### 第5 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

#### 1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

#### 2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

##### (1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

##### (2) 応急復旧

- ア 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- エ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

##### (3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

### 第6 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。

## 第26節 危険物等応急保安対策計画

風水害・その他災害編第3章第30節「危険物等応急保安対策計画」を準用する。

## 第27節 郵政業務応急対策計画

風水害・その他災害編第3章第31節「郵政業務応急対策計画」を準用する。

## 第28節 民生安定事業計画

風水害・その他災害編第3章第32節「民生安定事業計画」を準用する。

## 第29節 災害ボランティア支援対策・育成強化計画

風水害・その他災害編第3章第33節「災害ボランティア支援対策計画」を準用する。

## 第4章 東海地震に関する事前対策計画

### 第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定め、本市の地域に係る防災関係機関及び市民等の実施する地震防災応急対策が即時に、また円滑に行えるよう万全を期するものである。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章「災害予防計画」による。

#### 第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

##### 1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

###### (1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合発表する情報

###### (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査を行った場合発表する情報

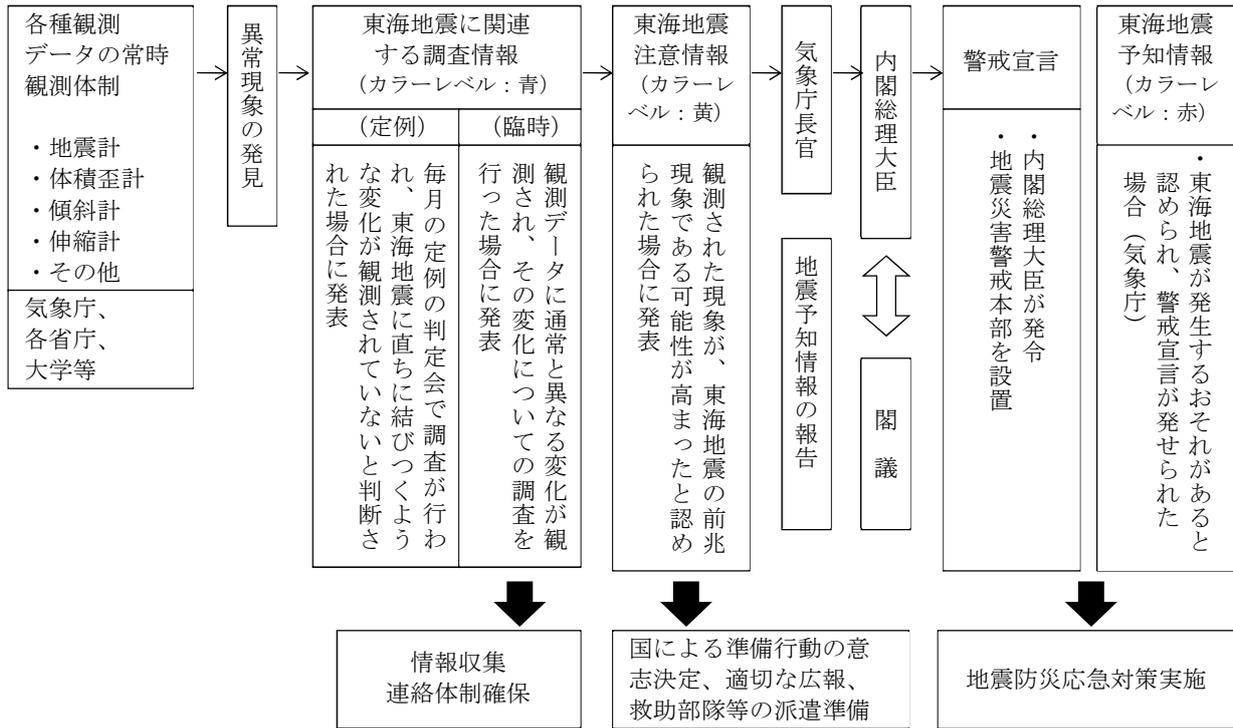
##### 2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

##### 3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報  
各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 東海地震に関する情報の発表の流れ



## 第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

### 第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対策

市は、東海地震観測情報（以下「観測情報」という。）が発表されたときは、次のような措置を図る。

#### 1 市職員の配備体制及び活動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、配備該当職員（「東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制」に指定する職員）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備える。

#### 2 県、防災関係機関等との連絡体制を確保する。

市は、職員の中から連絡担当職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

#### 3 情報の周知

##### （1）職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

##### （2）住民への広報

防災行政無線、広報車、市ホームページ等を活用し、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

#### 観測情報、注意情報及び予知情報（警戒宣言発令）時の体制

配備	配備基準	配備体制	配備要員
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関する情報のうち、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	第1 配備その2	職員のおおむね3割の人員を配備
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関する情報のうち、注意情報が発表されたとき。	第3 配備	全職員を配備
予知情報（警戒宣言）配備体制	東海地震に関する情報のうち、予知情報（警戒宣言が発令）が発表されたとき。		

#### 資料編 ○ 配備基準及び動員表

### 第2 東海地震注意情報発表時の対策

市は、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたときは、次のような対策を行う。

#### 1 準備行動

注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童・生徒の引渡し等の安全確保対策等の措置を講じる。

#### 2 市職員の配備体制及び活動

注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により職員に周知を図り、職員は所定の配備につき、次の事務を行う。

##### （1）地震予知に関する情報等の収集及び伝達

- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
  - (3) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
  - (4) 警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
  - (5) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
- 3 市防災行政無線、広報車等により、次の点に留意して市民への広報を図る。
- (1) 注意情報の内容とその意味について周知するとともに、適切な行動を呼びかける。
  - (2) 市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

4 参集状況の県への報告

市長は、注意情報、警戒宣言等の発令により職員に参集を命じた場合には、中北地域県民センターを通じて参集状況を県に報告する。

資料編 ◦ 「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

第3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の体制

1 警戒本部の設置

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、直ちに平常業務を停止し、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により甲斐市地震災害警戒本部を甲斐市役所新館2階防災対策室に設置する。
- (2) 警戒本部の組織は、別表に定めるところによる。

資料編 ◦ 甲斐市地震災害警戒本部条例

2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に配慮する。

4 配備要員の参集等

- (1) 警戒本部長及び警戒本部職員のうち、出勤命令を受けた者は、直ちにあらかじめ定められた所定の場所に参集して警戒宣言発令に備えての準備体制をとる。
- (2) 市長は、警戒宣言が発せられたときは、職員にあらかじめ定められた所定の場所への参集を命ずる。
- (3) 消防団長は、(2)の場合、消防団員に参集を命ずる。
- (4) 市職員及び消防団員は、東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）の収集に積極的に努め、(2)に掲げる警戒宣言が発せられた場合には、参集命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。
- (5) 職員の参集場所は、市長が別に定める。消防団員の参集場所は消防団長及び副団長は市庁舎、消防団員は各部詰所とする。
- (6) 小・中学校、幼稚園、保育園及び市が管理する公共施設の参集等については、各施設において定めるところによる。
- (7) 市長は、参集状況について、各機関、市立の施設から報告を受ける。

5 職員の参集計画

職員は、勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るように努めるも

のとし、出動命令を伝達された場合は、直ちに参集場所に集合する。

- (1) 参集の伝達方法については、風水害・その他災害編第3章第2節「職員の配備計画」の定めによる。
- (2) 参集対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地からの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認めるものとする。
- (3) 各部長は、参集場所、任務等を職員に周知するため、個人参集名簿を作成し、あらかじめ職員に通知する。

#### 6 参集時の心得

- (1) 参集時の携帯品  
手袋、手拭、水筒、食料、懐中電灯その他必要な用具
- (2) 参集途上の緊急措置  
職員は、参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告する。

### 第4 警戒本部の業務

市警戒本部を設置したときには、地震発生に備え次の事務を行う。

- 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- 2 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- 3 避難の指示
- 4 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- 5 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- 6 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- 7 救急救助のための体制確保
- 8 その他市全域での地震防災対策の実施

### 第5 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- 1 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- 2 被害者の救助・救護その他の保護活動の連絡調整
- 3 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- 4 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- 5 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- 6 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- 7 ボランティアの受入れ
- 8 自主防災組織との連携及び指導
- 9 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- 10 防疫その他の保健衛生
- 11 緊急輸送道路の確保及び調整
- 12 施設及び設備の応急復旧
- 13 その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

1 甲斐市地震災害警戒本部組織図



2 甲斐市地震災害警戒本部分掌事務

甲斐市地震災害警戒本部分掌事務は、風水害・その他災害編第3章第1節第4「甲斐市災害警戒本部」の定めるところによる。

### 第3節 情報の内容と伝達

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行う。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておく。

#### 第1 東海地震に関連する情報等の伝達

##### 1 情報の種類及び内容

###### (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合に気象庁から関係機関に伝達される情報

###### (2) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

###### (3) 東海地震予知情報

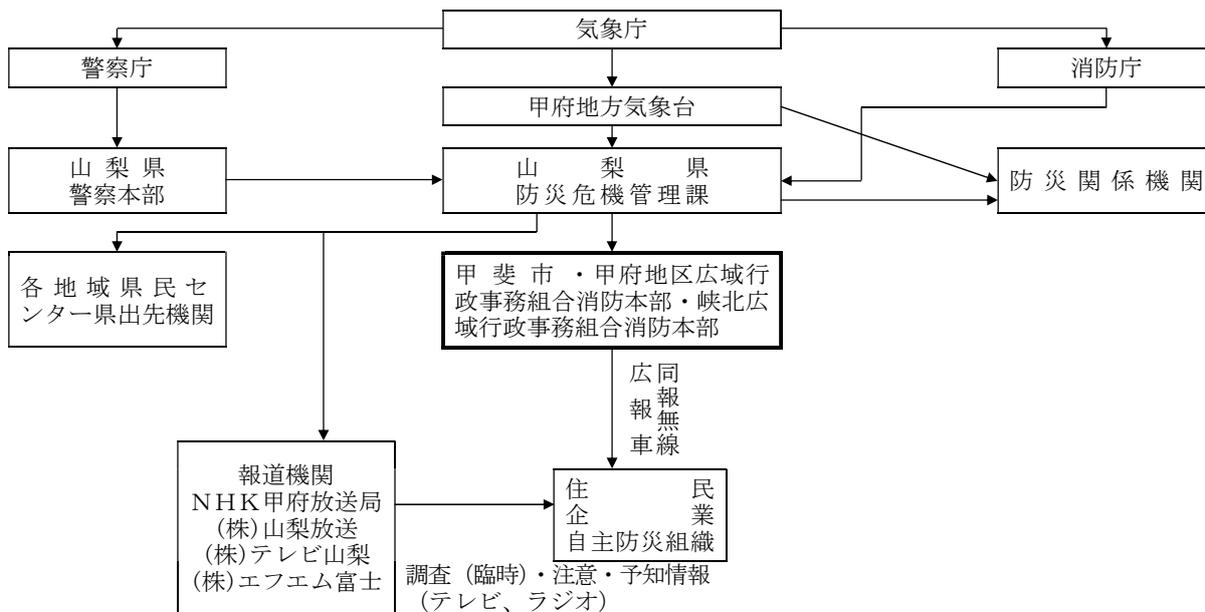
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

###### (4) 警戒宣言

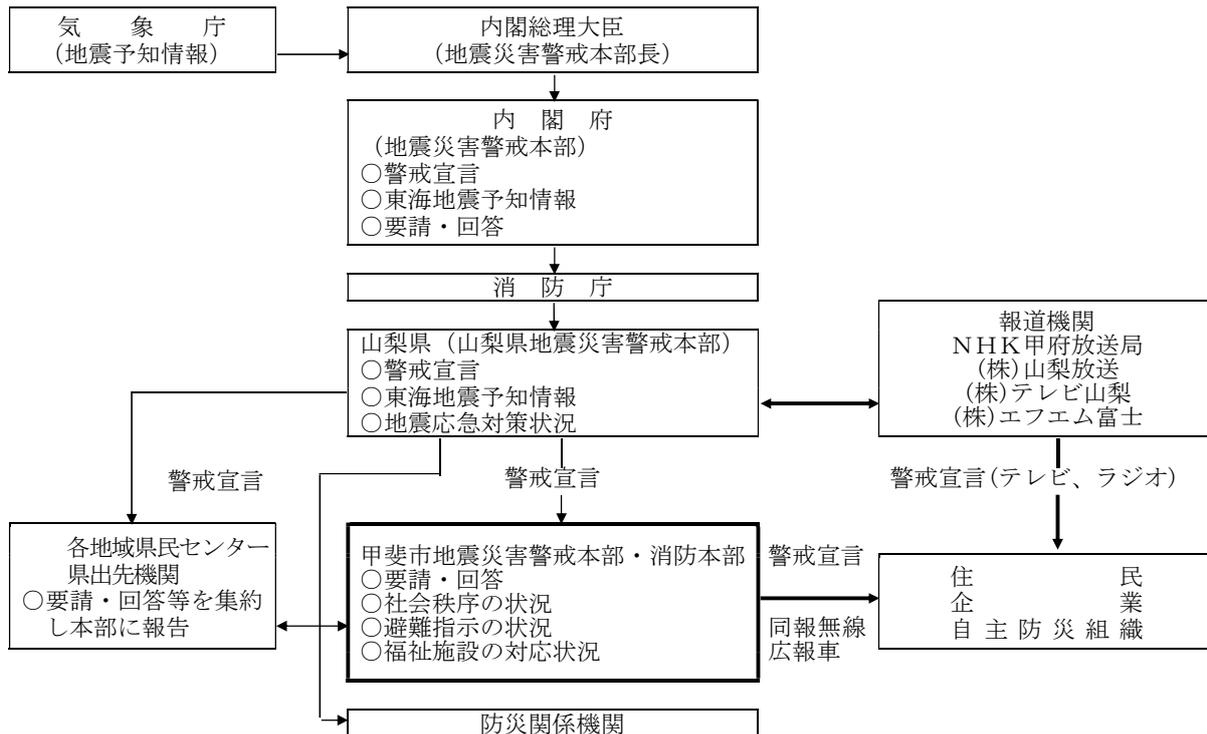
内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、内閣府から関係機関へ伝達される。

##### 2 情報の伝達及び通報

###### (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報

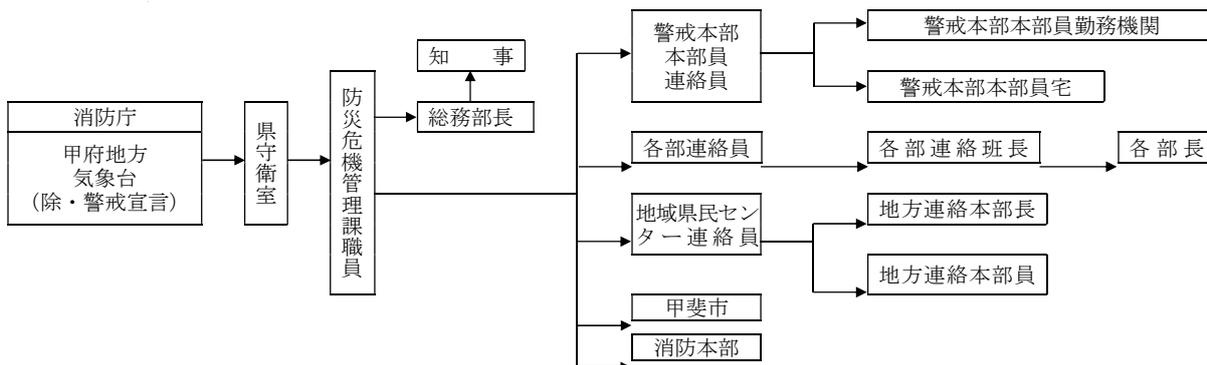


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

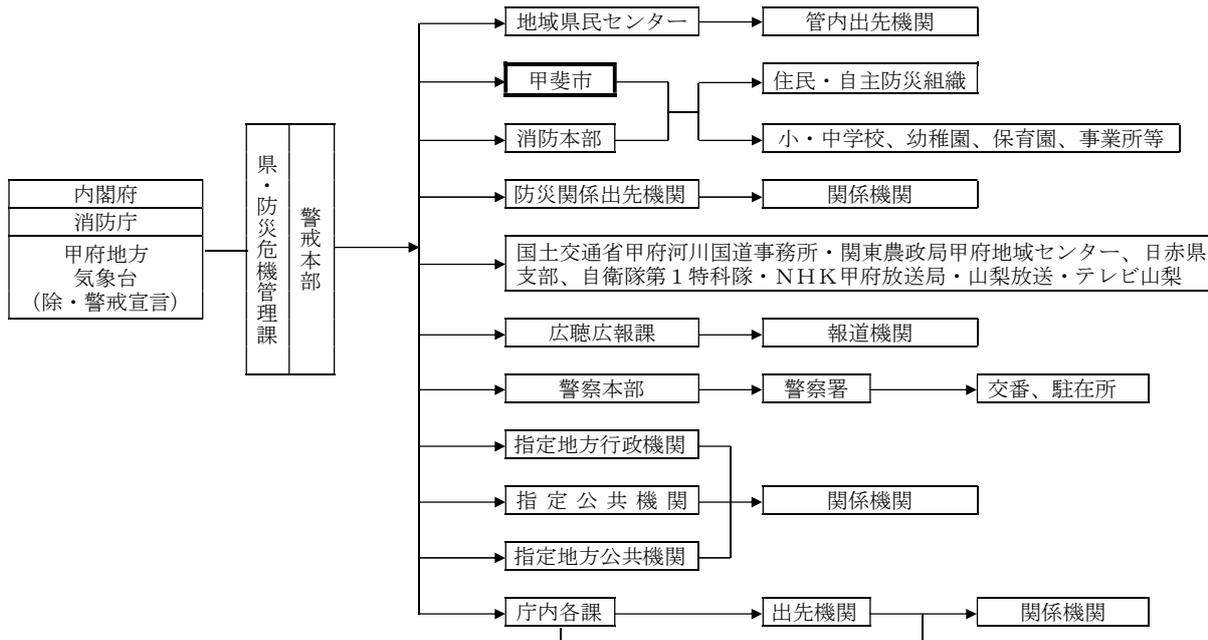


3 県内各機関への各種伝達系統図

(1) 県警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 県警戒本部設置以前の勤務時間内及び県警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集、伝達

- 1 市は、相互に連絡をとり、注意情報の発表による準備行動警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。
- 2 収集、伝達の方法、内容の県への報告  
市は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市) → (中北地域県民センター) → (防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く。))、通行規制等で停滞している車両数
市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市) → (中北保健福祉事務所) → (福祉保健部) → (防災危機管理課)	保育を停止した保育園数、保育園に残留している児童数
(市教育委員会) → (教育事務所) → (県教育委員会) → (防災危機管理課)	授業を停止した市立小学校・中学校の数、市立学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部)
市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市) → (中北地域県民センター) → (県商工労働部) → (防災危機管理課)	主要スーパーの営業停止店舗数

( ) 内は、警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート

## 第4節 発災に備えた資機材、人員等の配備計画

警戒宣言が発せられた場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配、手続、防疫、医療等災害応急対策に係る措置を実施する人員体制の事前配備等について次のとおり定める。

### 第1 食料、生活必需品、医薬品等の確保

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料、物資等の確保を行う。
- 2 市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の要請をすることができる。
- 3 市は、市内各業者と事前に協定を締結し、警戒宣言後においては、協定業者は市への物資供給を最優先する。
- 4 警戒宣言後、各部は、物資の必要量を各業者に通報しておくものとし、業者はその需要に応じられるよう努める。
- 5 物資の調達は、国、県その他公共団体と競合しないよう調整することとする。

### 第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

市は、警戒宣言が発せられたときは当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、甲斐市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検・整備及び配備等の準備を行う。

## 第5節 広報活動

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能を活用するとともに、報道機関及びその他あらゆる方途を講じて、直接市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。

### 第1 警戒宣言時の広報の実施

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

#### 1 県

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 強化地域内外の生活関連情報
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 県の準備体制の状況
- (12) その他必要な事項

#### 2 警察

- (1) 地震予知に関する情報等の正確な内容
- (2) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (3) 交通の状況と交通規制の実施状況
- (4) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (5) その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

#### 3 防災関係機関

##### (1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

##### (2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

##### (3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

##### (4) 東日本電信電話株式会社

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

##### (5) JR

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

- (6) バス会社  
報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。
- (7) 道路管理者  
報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。
- (8) その他の防災関係機関  
上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

## 第2 甲斐市の広報

### 1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- (2) 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- (3) 警戒宣言発令時の措置
  - ア 火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限
  - イ 消火の準備
  - ウ 当該地震に係る災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置（緊急貯水、重要持ち出し品の用意、避難の準備、近隣の要配慮者の保護等）
  - エ 市長、警察官等が実施する地震防災応急対策への協力
- (4) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 生活関連情報
- (7) 冷静な対応行動の指針
- (8) 市民・事業所等のとるべき防災措置及び混乱防止措置
- (9) 家庭において実施すべき行動
- (10) 自主防災組織等に対する防災活動の呼びかけ
- (11) 市の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は市民に広報・周知すべき事項

### 2 市民、滞在者等に対する広報文例

市民、滞在者等に対する広報文例は、資料編に掲げるとおりとするが、必要に応じその事項を加える。

資料編 ○ 広報文例「東海地震に関連する情報」に伴う広報
------------------------------

### 3 広報手段

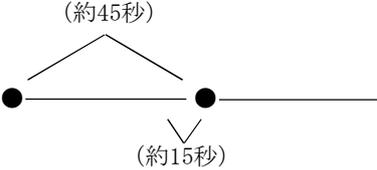
広報は、自主防災組織、報道機関等の協力を得て行う。

- (1) 市からの伝達  
次の手段を利用して行う。
  - ア 市防災行政無線
  - イ 広報車
  - ウ 防災行政無線メール（登録制）
  - エ エリアメール・緊急速報メール（携帯電話会社によるサービス）
  - オ インターネット
  - カ SNS

(2) 消防団からの伝達

消防団は、消防車、サイレン等により、各部管轄の地域住民に巡回広報して周知徹底を図るものとする。

〈地震防災信号〉

警 鐘	サ イ レ ン
 <p>(5点)</p>	 <p>(約45秒)</p> <p>(約15秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

(3) 自主防災組織からの伝達

自主防災組織は、各地域内の住民に対して、ハンドマイク等により伝達を行うものとする。その場合、あらかじめ伝達方法を定めておくものとする。

4 問い合わせ窓口

市は、市民等の問い合わせに対応できるよう、防災危機管理部防災危機管理班に問い合わせ窓口等を開設する。

## 第6節 避難活動

警戒宣言が発せられたとき、住民を一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

### 第1 事前避難対象地域の周知

市は、避難地域のうち、特に、東海地震が予知され、注意情報の発表時及び警戒宣言の発令時に、災害の発生から未然に地域住民の安全を確保するために避難指示の対象となる「事前避難対象地区」を住民に周知する。

### 第2 避難場所の定義

避難場所の定義は、本編第3章第11節「避難計画」第1に定めるところによる。

### 第3 避難の指示の対象となる地区

警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる「事前避難対象地区」は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- 1 崖地、山崩れ崩落危険地域
- 2 崩壊危険のある溜池等の下流地区
- 3 その他市長が危険と認める地域

資料編 ○事前避難対象地区一覧
-----------------

### 第4 避難の周知

事前避難対象地区の住民等にパンフレット、案内板等により、次の事項について周知徹底を図る。

- 1 地区の範囲
- 2 指定避難所
- 3 避難場所に至る避難路
- 4 避難の指示の伝達方法
- 5 避難場所にある設備、物資
- 6 その他避難に関する注意事項（集団避難、持ち出し品、服装、車の使用禁止等）

資料編 ○避難地・避難所一覧
----------------

### 第5 避難の指示の基準

#### 1 事前避難

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等避難行動要支援者の避難を実施することができる。

#### 2 緊急避難

災害の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるとき。

#### 3 発災時避難

災害発生後、二次的災害等により避難を必要と認めるとき。

### 第6 施設管理者等の措置

- 1 大規模地震対策特別措置法第7条第1項各号に掲げる施設の管理者及び事業の運営者は、施設又は事業の従事者、収容者、入場者等に対し、警戒宣言が発せられたときに避難する避難地・避難所及び第3に掲げる危険地域等についてあらかじめ十分な周知を図るものとする。

この場合において、学校については、第3に掲げる危険地域等に加えて、児童・生徒の引渡し方法及び登下校時の措置について保護者に対し周知を図る。

- 2 不特定多数を収容する施設又は事業所は従業員、客等を市の指定する避難場所へ避難させた場合には、市への引継ぎを行うとともに、滞留旅客の救護のため市に協力するものとする。

#### 第7 事前避難対象地区への措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、事前避難対象地区について、次の措置をとる。

- 1 防災行政無線、防災信号、広報車等による指示等の周知措置
- 2 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関による放送依頼
- 3 対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への通知及び集団避難等の指導  
自主防災組織への指導内容としては、おおむね次のとおりである。
  - (1) 防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
  - (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
  - (3) 避難所の点検及び収容準備
  - (4) 収容者の安全管理
  - (5) 負傷者の救護準備
  - (6) 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- 4 甲斐警察署長への避難の指示等を行った旨の通知
- 5 県公安委員会（甲斐警察署）への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- 6 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検・整備
- 7 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- 8 避難終了後の地区について、甲斐警察署と連携した消防団による防火防犯パトロールの実施
- 9 施設、事業所並びにその他から避難した者の引継ぎ時期及び方法についての措置
- 10 災害救助法の適用となる避難対策についての適切な対応
- 11 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応
- 12 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞り場所の設置及び帰宅支援対策の実施

#### 第8 避難誘導方法

避難の指示があった場合の避難者の誘導方法は、原則的には次によるものとする。

- 1 避難者の誘導は、自主防災組織の指揮によるものとする。
- 2 住民が自主的判断により避難の開始をした場合には、避難誘導責任者は遅滞なく市警戒本部長に通報するものとする。

#### 第9 要配慮者対策

各地域の自主防災組織は、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病人等要配慮者の避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

- 1 警戒宣言に基づき、市長から避難の指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- 2 警戒宣言が発せられた場合、市は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行う。

なお、介護を要する要配慮者を収容するにあたって、必要に応じて要配慮者専用の避難所として福祉避難所を開設し、障がい者や寝たきりの高齢者等を収容する。

資料編 ○福祉避難所一覧
--------------

#### 第10 避難地・避難所における避難生活の確保

- 1 避難地・避難所については、1人当たり2㎡以上の空間を確保し、耐火上安全な避難路が確保され避難者が容易に到着できる位置に設置する。
- 2 市が設置した指定避難所には、情報連絡のため市職員（避難所開設担当者等）、消防団員（消防班）等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- 3 ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。
- 4 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- 5 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- 6 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- 7 市は、重度障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- 8 指定避難所では自主防災組織の単位で行動する。

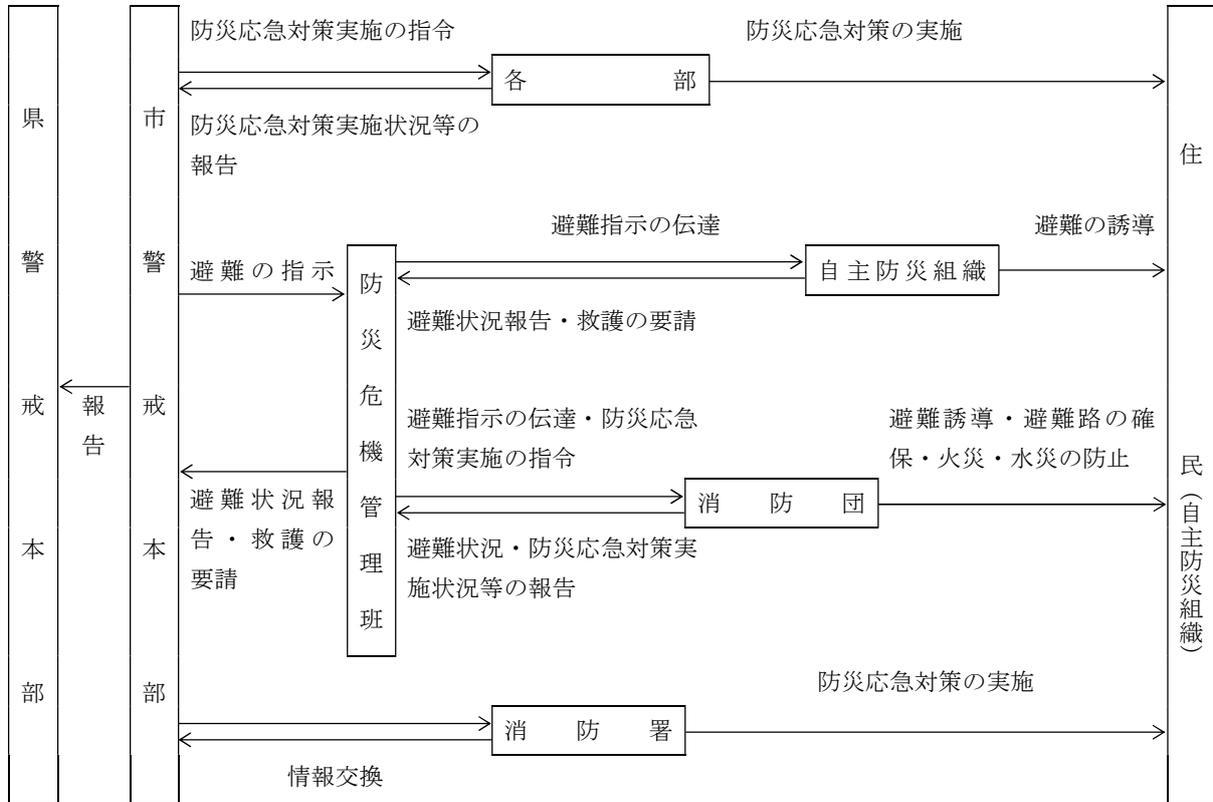
#### 第11 救護に必要な物資・資機材等

市は、第10に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- 1 備蓄物資の放出
- 2 食料及び資機材並びに人員の避難場所への輸送措置
- 3 流通在庫の放出等の要請
- 4 協定締結市町村に対する必要物資の緊急要請
- 5 県及び他の市町村が備蓄している物資等の放出等の要請
- 6 その他必要な措置

## 第7節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等

地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を的確に把握するために、防災関係機関及び自主防災組織等と緊密な連絡をとり、応急対策に必要なあらゆる情報の収集、伝達に努めるものとし、情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。



### 第1 避難状況等の報告

避難状況等の報告は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

#### 1 避難の経過に関する報告

避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

#### 2 避難の完了に関する報告

避難場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の人数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要と認める措置に関する事項

3 上記1の報告は当該危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに、上記2の報告は避難に係る措置が完了した後速やかに行うものとする。

### 第2 実施状況の報告

1 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次の事項ごとに行うものとする。

(1) 避難の指示に関する事項

(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

(4) 施設及び設備の整備並びに点検に関する事項

(5) 犯罪の予防、交通の規制その他地震災害を受けるおそれがある地域における社会秩序の維持に関する事項

- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
  - (7) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- 2 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行う。

### 第3 県警戒本部への報告

市長は、避難状況等の報告及び応急対策の実施状況の報告を、関係防災機関及び自主防災組織等から受けた場合は、資料編に掲げる警戒宣言による避難状況等報告書、地震防災応急対策実施等状況票を作成し、県警戒本部に報告する。

- |     |   |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"><li>○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式</li><li>○警戒宣言による避難状況等報告（事前、緊急、発災後）</li><li>○地震防災応急対策実施等状況票</li></ul> |
|-----|---|

## 第8節 市民生活防災応急活動

### 第1 食料及び生活必需品の確保

#### 1 基本方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- (2) 住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。  
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講じる。  
さらに、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

#### 2 物資の調達、斡旋等

- (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- (5) 生活必需品等の売惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

### 第2 飲料水の確保、給水活動

市は、地震発生時における水道施設の損壊による給水不能の事態が予想されるので、次の処置を講じる。

#### 1 飲料水供給の確保

警戒宣言時において飲料水を確保し、各所における緊急貯水に対処するため、次の方法により給水が継続的に行えるよう整備しておく。

- (1) 水源施設においては、通常の水が確保できるよう点検整備に留意する。
- (2) 発災後の停電を想定し、発電機の稼働ができるよう常時点検整備に努める。
- (3) 各配水施設の機能を維持するため、水位調整等を行う。

#### 資料編 ○水道施設状況

#### 2 各所における緊急貯水

平素より発災に備えて最低必要飲料水3日分（1人1日約3リットル）を常時貯水するよう心がけること。

特に、警戒宣言発令時には、一時的に水圧が低下し、減水等の現象があらわれるので、これらのことを配慮しておく。

- (1) 医療機関等特殊な施設においては、あらかじめ耐震性飲料水貯水槽等を設置して貯水し、給水用具の点検整備を行うものとする。
- (2) 一般家庭については、最低必要飲料水をポリタンク及び風呂場等に貯水し、緊急時に備えておくこと。

#### 資料編 ○飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

#### 3 発災に備える事前の措置

警戒宣言が発令された場合、市は、発災に備えて緊急給水のための貯水、水道施設の応急復旧体制の整備等次に示す事前対策を講じる。

- (1) 浄水池、配水池等貯水可能な水道施設への満水に努めるとともに、給水装置、給水タンク等を

満水にしておく。また、緊急給水のための人員の確保、車両等の整備も併せて行う。

- (2) 発災後も浄水、導・送・配水等の機能を維持させるため点検整備、燃料及び滅菌用薬品の緊急確保等の処置を講じること。
- (3) 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- (4) 発災時における水道施設の被害調査、被害を受けた諸施設の応急復旧等の方法及び優先順位等を明確にするとともに、人員、資材の確保、備蓄等を行うこと。

### 第3 医療活動

地震発生に備え、県、関係機関等との連携を密にして、医療救護体制を確立するために次のような措置をとる。

- 1 市役所、保健福祉センター又は指定避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。
- 2 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。
- 3 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

### 第4 清掃、防疫等保健衛生活動

地震発生に備え、県、関係機関等との連携を密にして、保健衛生活動体制を確立する。

- 1 市の措置
  - (1) 仮設トイレの準備を行う。
  - (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- 2 住民・自主防災組織の措置
  - (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
  - (2) 必要に応じ、自主防災組織に清掃班を編成し、資機材、仮設トイレを準備する。

### 第5 乳幼児・児童・生徒の保護活動

市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校においては、次の措置を講じる。

- 1 東海地震注意情報発表時
  - (1) 注意情報が発表されたときは、学校、保育所、幼稚園（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。
    - ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
    - イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。
- 2 警戒宣言発令時
  - (1) 警戒宣言が発令されたときには、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
  - (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
  - (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護す

る。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。

- (4) 警戒宣言が発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
  - ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
  - イ 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
  - ウ 留守家族の児童・生徒等はできるだけ学校に集合する。
  - エ 交通機関を利用している児童・生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

## 第6 家庭における防災活動

各家庭においては、人命の安全を第一として、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

テレビ、ラジオ、市防災行政無線等の情報に十分注意し、正確な情報を把握するとともに、地震に備えるため、次のような行動を実施する。

- (1) 不要不急の旅行、出張を自粛する。
- (2) 自動車の使用を控える。
- (3) 浴槽等に水の汲み置きをする。
- (4) 家族同士の連絡方法を確認する。
- (5) 室内の家具の固定を確認する。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

テレビ、ラジオ、市防災行政無線等の情報に十分注意し、地震に備えるため、次のような行動を実施するとともに、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動する。

- (1) 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物から避難する。
- (2) 飲料水を蓄え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオ等の非常持ち出し品を確認する。
- (3) 火元や破損・転倒しやすいものの点検や危険な作業を控える。
- (4) 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

## 第7 自主防災活動

市等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は、次のような活動を実施する。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速、的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合に

は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

## 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

### (1) 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

### (2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

### (3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

### (4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

### (5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

イ タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院の外来診療の受診を控える。

### (6) 避難行動

ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。

イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送する。

ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。

エ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

### (7) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。

### (8) 社会秩序の維持

ア テレビ、ラジオ、市同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

## 第9節 消防、水防等計画

### 第1 消防機関の実施する防災応急対策

消防機関は、警戒宣言が発せられたときは、地震に伴う出火及び混乱防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

- 1 消防車、資機材、施設の安全策と点検・整備及び消防水利の確保
- 2 食料・飲料水・燃料の確保
- 3 消防団員の人員の確保と部隊編成
- 4 火気使用制限と各戸への防火パトロール及び初期消火体制の確立
- 5 火災危険地域等への部隊の重点配備
- 6 警戒宣言及び地震予知情報の収集・伝達及び周知広報体制の確立
- 7 事前避難対策地区における避難の指示、誘導及び避難路の確保、その他の地区の場合は自主避難及び避難の準備の指導
- 8 施設、事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示
- 9 高所見張所の設置
- 10 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 11 その他必要な措置

### 第2 水防機関の対策

水防機関（市）は、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- 1 水防資機材の点検
- 2 水防体制の確立
- 3 重点点検箇所において、巡視、警戒を行う。

### 第3 動員・配備及び活動計画

第1及び第2に掲げる措置を実施するため必要な動員・配備及び活動計画は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防計画、峡北広域行政事務組合消防本部消防計画及び甲斐市水防計画に定めるところによる。

## 第10節 防災関係機関の講ずる措置

### 第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）

- 1 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
  - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
  - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。  
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
  - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
  - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
  - (5) テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
  - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
  - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
  - (3) テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

### 第2 通信（NTT、NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。  
また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

### 第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合  
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
  - (1) ガスの供給継続を確保する。
  - (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
  - (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
  - (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
  - (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

## 第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

(2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

(3) 上記の(1)や(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

(4) 郵便局については、日本郵便株式会社と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行う。

(5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

(6) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 (1)は、「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

### 3 発災後

(1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。

(2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

(3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。

(4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じる。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

## 第5 鉄道（東日本旅客鉄道株式会社）

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 平常通り運行を継続し、強化地域内を旅行目的としない夜行寝台列車については、強化地域への進入を抑止する。

(2) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

## 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。
- (2) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- (3) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

## 停車駅

J R 中央本線 竜王駅、塩崎駅

- (4) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として、列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地に避難させる。

- (5) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。
- (6) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。
- (7) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行う。

## 〈市の措置〉

市は、旅客の安全を図るために、東日本旅客鉄道株式会社（竜王駅、塩崎駅）と連携して次のような措置をとる。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社と協力して、利用者に運転情報、地震情報等の案内を行う。
- (2) 市は、市関連施設等に旅客を避難誘導する。

## 第6 バス（山梨交通株式会社）

## 1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

## 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

## 〈市の措置〉

市は、利用者の安全を図るために、バス会社と連携して次のような措置をとる。

- (1) バス会社と協力して、利用者に運転情報、地震情報等の案内を行う。
- (2) 市は、市関連施設等に旅客を避難誘導する。

## 第7 病院

市は、病院に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講ずる。

(2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

(4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

#### 〈市の措置〉

市は、病院利用者の安全を図るために、病院等医療機関と連携して次のような措置をとる。

- (1) 地震情報等の広報を行う。
- (2) 住民に対して、応急救護に携わる医療機関の周知を図る。
- (3) 救護所の受入体制を整える。

## 第8 スーパー等

県は、百貨店、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

(2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

〈市の措置〉

市は、消費者への生活物資の安定供給、避難誘導のために、スーパー等と連携して次のような措置をとる。

- (1) 適正な価格、流通を確保するため、スーパー等に協力を要請する。
- (2) 消費者の避難誘導の確保を要請する。

## 第9 市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

〈市の措置〉

市は、社会福祉協議会と連携して次のような措置をとる。

- (1) 地震情報を伝達する。
- (2) 要配慮者に関する情報・連絡を図る。

## 第11節 交通対策計画

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等を防止するとともに、居住者、滞在者等の円滑な避難と緊急輸送を確保するために、甲斐警察署と協議し交通規制の措置を講じる。

### 第1 交通規制等

#### 1 基本方針

##### (1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

##### (2) 警戒宣言発令時

ア 市内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 市内への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 市外への一般車両の流出については交通混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

オ 高速自動車道については、一般車両の市内への流入を制限するとともに、市内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

### 第2 避難路及び緊急輸送路の交通規制

警戒宣言発令と同時に、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路等防災上重要な幹線道路を制限する。

#### 資料編 ○市内緊急輸送道路一覧（県指定）

〈交通規制の留意事項〉

通行禁止又は制限等を実施する関係機関は連携を密にするとともに、自主防災組織等の協力を得るようにするものとする。

交通規制等については、平素から地域住民等に対する広報活動を強め周知徹底を図る。

### 第3 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

#### 1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

##### (1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

##### (2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけた

ままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には、駐車しないこと。

## 2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

## 第4 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のための道路上の障害物の排除（道路啓開）を有効適切に実施することから、市は警察の協力を努める。

## 第5 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

## 第6 交通情報及び広報活動

### 1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

### 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

## 第12節 緊急輸送対策

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては輸送手段の競合を生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連絡体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施にあたり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において、必要な調整を行う。

### 第1 緊急輸送業務

緊急輸送は、次に掲げる業務に従事する者を輸送する。

- 1 注意情報、警戒宣言の伝達及び避難の指示に従事する者の輸送
- 2 消防その他の応急措置に従事する者の輸送
- 3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護活動等に従事する者
- 4 防災上重要な施設及び設備の整備及び点検に従事する者の輸送
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれがある地域における社会秩序の維持に従事する者の輸送
- 6 緊急輸送の確保に従事する者の輸送
- 7 地震災害が発生した場合における食料、医薬品、応急復旧資材の確保及び清掃、防疫、保健衛生その他応急措置を実施するため必要な整備に従事する者の輸送
- 8 前各号に掲げるもののほか、地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置に従事する者の輸送

### 第2 緊急輸送車両の手続

車両の使用者は、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を県知事又は県公安委員会に申し出るものとする。

#### 1 緊急輸送車両の確認申請の場所

##### (1) 県公安委員会

警察本部交通規制課	TEL 055-235-2121
甲斐警察署	0551-20-0110

##### (2) 県

防災局防災危機管理課	055-223-1590
------------	--------------

#### 2 確認証明書の有効期間

公安委員会及び知事が緊急輸送車両として指定した期間とする。なお、大規模地震対策特別措置法施行令第12条により交付した標章及び確認証明書は、災害発生後は災害対策基本法施行規則第6条の標章及び確認証明書とみなす。

#### 3 緊急輸送車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急輸送車両事前届出済証を交付するものとする。届出に関する手続は風水害・その他災害編第3章第14節「交通対策計画」に定めるところによる。

#### 4 標章の標識等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は、当該車両に備え付ける。

#### 5 標章及び確認証明書の返納

有効期間の満了した標章及び確認証明書は、交付を受けた警察署交通係等に返納する。

資料編 ◦ 緊急通行車両の標章
-----------------

**第3 緊急輸送車両の確保**

市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両等の確保を図る。

確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

市が運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して輸送業者等に調達斡旋を要請する。

- 1 輸送区間及び借り上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時
- 5 その他必要事項

## 第13節 市が管理又は運営する施設に関する計画

### 第1 道路

緊急輸送道路の両側に築造されているブロック塀等災害が発生するおそれがある物について、各路線ごとに調査を行い危険箇所については住民に周知しておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

### 第2 河川

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

### 第3 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

#### 1 各施設に共通する事項

- (1) 注意情報、警戒宣言等の入場者への伝達
- (2) 入場者の退避等の安全確保のための措置
- (3) 施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備

#### 2 個別事項

学校等にあつては、当該学校等が本市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置及び保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

### 第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

#### 1 警戒本部が設置される庁舎等の管理者は、第3の1の各号に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

#### 2 甲斐市地域防災計画に定める避難場所又は医療救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第3の1の各号に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

### 第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

## 第14節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

### 第1 東海地震注意情報が発表された場合

#### 1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

#### 2 顧客、従業員等への対応

- (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

### 第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

#### 1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
  - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
  - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
  - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

#### 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等をかんがみ、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

#### 3 事業所に対する市の要請

市は事業所に対して、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
  - ア 不特定多数の人の出入りする施設等で、地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛する。
  - イ 生活必需品を取り扱う事業所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- (2) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、来訪者等への伝達に関すること。
- (3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- (4) 顧客、来訪者、従業員等施設利用者の安全の確保に関すること。
- (5) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。

- (6) 設備、備品等の転落落下防止措置、薬品の転倒落下防止等、危険物質による危害の予防措置に関すること。
- (7) 施設、消防用施設等の点検に関すること。

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

### 第1節 総則

#### 第1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域において、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、発生する災害からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が行う事務又は業務の大綱は、地震編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

#### 第3 南海トラフに関連する情報の種類

「南海トラフ地震に関連する情報」は、気象庁が次の表のとおり、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表する。ただし、異常な現象が観測されず突発的に南海トラフ地震が発生することもある。

情報名	情報発表条件	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
南海トラフ地震 臨時情報	①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合  ②観測された異常な現象の調査結果を発表する場合  ※防災対応がとりやすいようキーワードを付記し情報を発表	地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内 <sup>*1</sup> でマグニチュード6.8以上 <sup>*2</sup> の地震 <sup>*3</sup> が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに <sup>*4</sup> 、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり <sup>*5</sup> が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
		地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード <sup>*6</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合 <b>【半割れケース】</b>

			巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>※2</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）【一部割れケース】</li> <li>・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合【ゆっくりすべりケース】</li> </ul>
			調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>
情報名		情報発表条件		
南海トラフ地震関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>①観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>②「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul>		

※1 南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。具体的には、レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。レベル3：レベル1の2倍に設定。

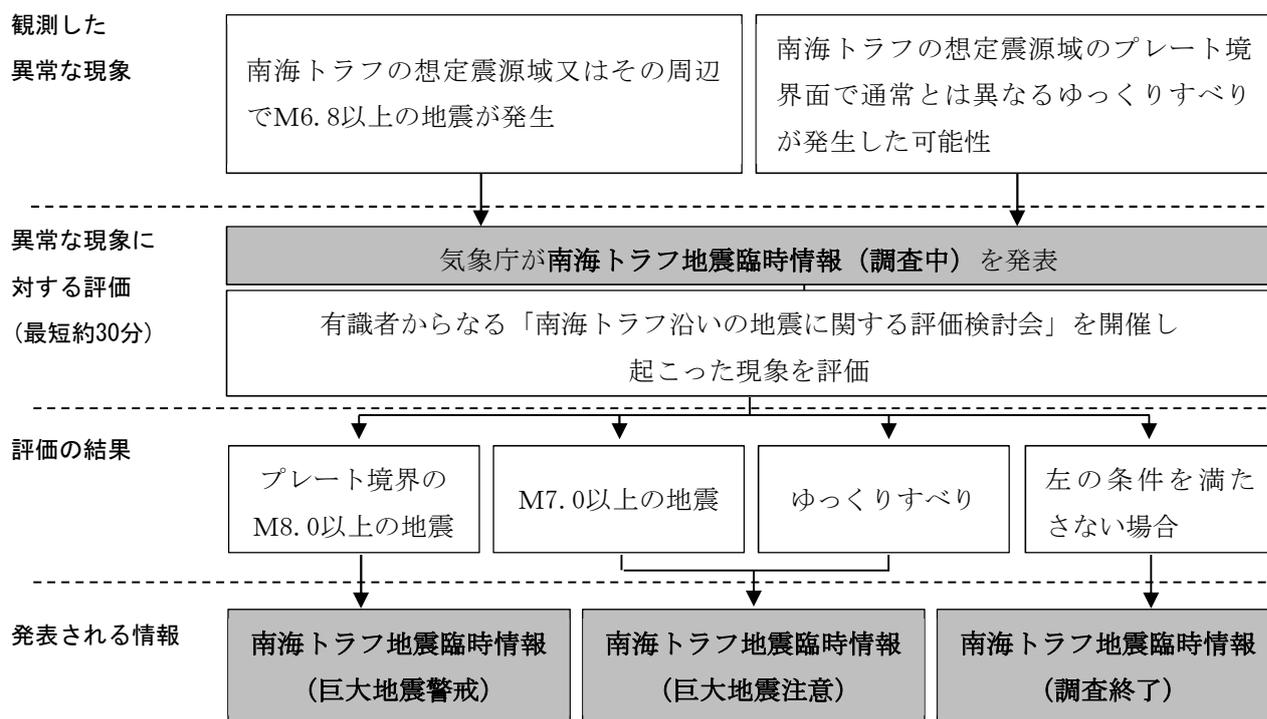
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

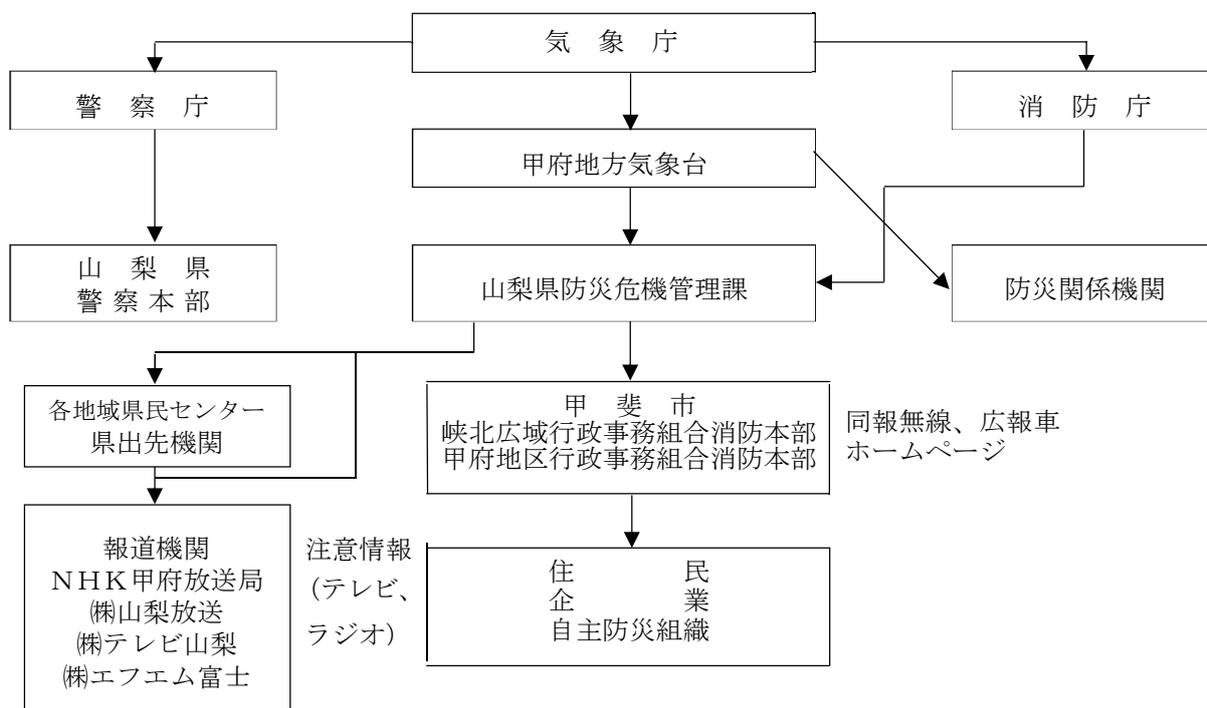
※6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

#### 第4 南海トラフ地震に関する情報の発表の流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりである。



また、情報伝達系統は次のとおりである。



## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料、飲料、生活必需品等の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、物資の備蓄・調達等については、風水害・その他災害編第3章第19節「食料供給計画」及び第20節「生活必需物資供給計画」に準じて対応するものとする。
- (2) 市は県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### 2 人員の配置

市は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材の整備

災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等は、風水害・その他災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」に準じて対応するものとする。

### 第2 他機関に対する応援要請

- 1 災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、資料編「応援協定等締結先一覧」のとおりである。
- 2 必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 第3 帰宅困難者への対応

- 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### 第1 災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震に関する情報が発表されたときの配備体制は以下のとおりとする。

配備基準	対応	配備体制	配備要員
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	情報収集体制 災害警戒本部設置の準備	第1配備その2	職員のおおむね3割の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	災害警戒本部の設置 災害対策本部設置の準備	第2配備	職員のおおむね5割の人員を配備 別表配備基準及び動員表を基本とし、部長・班長等が配備する職員を指名
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	災害対策本部の設置	第3配備	全職員を配備

#### 資料編 ○ 配備基準及び動員表

### 第2 周知等

南海トラフ地震に関する情報内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震編第4章第5節「広報活動」に準じて対応するものとする。

### 第3 情報の収集・伝達等

県、市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震に関する情報が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制については、地震編第4章第7節「警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等」に準じて対応するものとする。

### 第4 災害応急対策をとるべき期間等

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第5 避難対策等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、住民を一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、地震編第4章第6節「避難活動」に準じて対応するものとする。

## 第6 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置は、地震編第4章第6節「避難活動」に定める「事前避難対象地域」における地域住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、地震編第4章第9節「消防、水防計画」に準じて対応するものとする。

## 第7 水道、電気、ガス、通信、金融、鉄道、バスなどの防災関係機関が行う措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、水道、電気、ガス、通信等のライフラインの確保や金融業務の円滑な遂行、鉄道・バス等の交通手段を確保することは不可欠であることから、地震等による被害を軽減又は復旧するための防災関係機関が行う必要な措置は、地震編第4章第8節「市民生活防災応急活動」第2「飲料水の確保、給水活動」及び地震編第4章第10節「防災関係機関の構ずる措置」に準じて対応するものとする。

## 第8 交通対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため交通対策については、地震編第4章第11節「交通対策計画」及び第12節「緊急輸送対策」に準じて対応するものとする。

なお、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、防災アプリ、メールマガジン、SNS、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

## 第9 市が管理を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市が管理を行う道路、河川、不特定多数の者が出入りする施設等の管理上の措置については、地震編第4章第13節「市が管理又は運営する施設に関する計画」に準じて対応するものとする。

## 第10 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を進めるものとする。

## 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設は、以下のとおりとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 指定避難所及び指定緊急避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備
  - (1) 市防災行政無線
  - (2) その他の防災機関等の無線

## 第5節 防災訓練計画

防災訓練は、風水害・その他災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用しつつ、以下の点に留意し行うものとする。

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の訓練は、市総合防災訓練に実施する等、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次により具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、高齢者等避難・避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報は、風水害・その他災害編第2章第2節「防災知識の普及・教育に関する計画」を準用しつつ、以下の点に留意し行うものとする。また、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等又は、防災協定締結団体と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、以下の内容について必要な防災教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2 住民等に対する教育

関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震によって発災するおそれがある土砂災害からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、地域の実態に合わせて地区や自主防災組織単位等で行うものとする。その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、次のような内容の実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

9 避難生活に関する知識

10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

11 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第6章 災害復旧・復興対策計画

### 第1節 計画の方針

風水害・その他災害編第5章第1節「計画の方針」を準用する。

### 第2節 激甚災害の指定に関する計画

風水害・その他災害編第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。